

令和6年9月定例会	
文教福祉常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年9月5日（木）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和6年9月5日（木）午前9時03分
散 会 日 時	令和6年9月5日（木）午後5時08分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子 芝寄 和好 西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 3 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 8 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 0 号	令和 6 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 2 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計決算についてのうち、本委員会に付託された部分	認 定
第 8 5 号	令和 5 年度鴻巣市介護保険特別会計決算について	認 定

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	小林 宣也
こども未来部副部長	佐々木晴美
こども未来部参事兼	
こども応援課長	沼上 早苗
こども未来部参事兼	
子育て支援課長	高子 英江
こども未来部参事兼	
保育課長	矢澤 潔
こども応援課副参事	黒巢 弘路
子育て支援課副参事	新井 玲奈
保育課副参事	富田まゆみ

(健康福祉部)

健康福祉部長	木村 勝美
健康福祉部副部長	服部 和代
福祉課長	鈴木 恵子
障がい福祉課長	野口 豊和
健康づくり課長	新島 政博
介護保険課長	宮澤多喜也
福祉課副参事	長島 正和
健康づくり課副参事	中根 洋子

(教育部)

教育部長	鳥沢 保行
教育部参与	上岡 勝
教育部副部長兼	
学務課長	池田 耕司
教育部参事兼	
教育総務課長	松本 直樹
生涯学習課長	清水 健紀
学校支援課長	杉山 賢次
スポーツ課長	竹井 豊
中央公民館長	新井 隆司
教育総務課中学校	
給食センター所長	関根 好一
学務課副参事	伊藤 一途
学校支援課副参事	鈴木 聡
学校支援課教育支援	
センター所長	中山 尚子
吹上支所副支所長兼	
地域グループリーダー	吉田 勝彦
川里支所副支所長	中越 好康
川里支所地域グループ	
リーダー	生川 由美

書 記	國島 清文
書 記	小林美奈子

（開会 午前 9 時 0 3 分）

（委員長）ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と芝寄和好委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第73号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第74号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分、議案第80号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第85号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定についての議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第73号、議案第74号の条例の一部改正、次に議案第78号の一般会計補正予算、次に議案第82号の一般会計決算認定について審査を行います。最後に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第80号及び議案第85号について、議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

また、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

（諏訪）おはようございます。私、当委員会に資料の請求をさせていただきたく思いますので、よろしいでしょうか。

（委員長）それでは、諏訪副委員長、続けてください。

（諏訪）ただいま資料請求の一覧表を配っていただきました。全部で11点資料の請求をさせていただきたく思います。

読み上げます。1点目が各学校からの施設改修等要望と実施の状況、過去3年間。2点目が児童生徒及び教職員の健康診断等結果及び教職員の病休の状況。3点目が小中学校教職員の県費本採用、臨時採用、市費採用の実人数、過去2年間。4点目が小中学校教職員の中途退職者の人数と年齢。5点目が長期欠席児童生徒数一覧表。6点目がいじめ、暴力行為発生件数。7点目が生活保護状況の推移。8点目が介護保険訪問介護等の利用状況、介護度別。9点目が市内高齢者福祉施設等の定員と入所者数。10点目が市内高齢者福祉施設等の待機者数。11点目が市立保育所職員配置状況表。

以上、11点を請求させていただきたいと思います。

以上です。

（委員長）ただいま諏訪副委員長より議案第82号及び議案第85号について資料請求がありました。

初めに、請求のありました資料について執行部に確認します。提出することは可能ですか。

（教育部長）おはようございます。教育部の関係の資料でございますけれども、1点目の各学校からの施設改修等要望と実施状況、過去3年間の部分ですが、こちらの要望についての資料の集計なのですけれども、各学校からの要望以外にも、各種点検による指摘を受けたものですとか、システムの操作説明や相談、問合せ、そういったものも含まれておりまして、また包括施設管理業務で行っているのですけれども、その対象外の修繕のものも含まれているデータとなっておりますので、こちらの要望については、ちょっと申し訳ないのですが、提出することができない

状況です。実施状況のほうは提出可能となります。それ以外の教育部の2点目から6点目までの資料については、全て提出が可能でございます。提出の時期なのですけれども、午後の会議の再開までには何とか準備できるかと思います。

以上です。

（委員長）健康福祉部のほうはどうでしょうか。

（健康福祉部長）確認をさせていただいてよろしいでしょうか。7番の生活保護状況の推移は、過去3年程度でよろしいでしょうか。

8番の案件につきましては、介護給付費に係る訪問介護、通所介護、なるべくサービス項目別にということでよろしいでしょうか。

9番につきましては、介護老人保健施設と介護老人、老健をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

10番につきましては、埼玉県が名寄せした統計を毎年取っておりますので、そこを活用させていただいてということよろしいでしょうか。

以上確認させていただきまして、7番から10番までは提供可能でございます。午前中お時間いただければ作成できると思います。

（委員長）副委員長、一応聞かれたものについて……

（何事か声あり）

（委員長）いや、そうではなくて。7、8、9、10のうち、今部長からいいですかというのについて。

（諏訪）ただいまの健康福祉部の回答で結構でございます。お願いいたします。

（こども未来部長）11番の資料ですが、提出可能ですので、午前中に準備をさせていただきまして、午後の再開までにお出ししたいと思います。

（委員長）次に、資料請求について各委員のご意見を伺います。何か意見のある方はいますか。

（潮田）今提出されたの自体は別にいいと思うのですけれども、今後これって、今後の議会の進め方、委員会の進め方になると思うのですけれども、もしも可能であれば、こういうのを提出というのが分かっている、

もう事前にこういった承認を得るという、提出というのの機会も設けることができれば、いろいろ通告を一生懸命したわけですが、これが既に出るということが分かっているならば、また少し通告とかも違ったかなというふうに思うのですけれども、今回ののはもうこれで全然いいのですけれども、今後少しそういったやり方についてちょっと考えていただきたいかなって。委員会の進め方としてですけれども、考慮していただきたいかなというふうに思っている意見でございます。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 1 4 分）



（開議 午前 9 時 1 5 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

潮田委員の要望について、また検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかに意見はございますか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）それでは、お諮りいたします。

諏訪委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長）ありがとうございます。

それでは、執行部におかれましては提出可能な時期、本日中ですね、までに資料のほうの用意をお願いいたします。

初めに、議案第73号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（保育課副参事）おはようございます。それでは、議案第73号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める内閣府令が一部改正され、小規模保育事業所 A 型及び B 型、保育所型事業所内保育事業所並びに小規模型事業所内保育事業所における満 3 歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の職員配置の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（西尾）議案第 73 号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 2 点質問させていただきます。

1 つ目なのですが、鴻巣市役所のホームページの保育課のページに令和 6 年度 10 月入所受入れ可能状況についてという一覧が出されているのですが、これが公布されると、この今の受入れ状況、これ 10 月入所受入れ可能状況となっているのですが、これ自体は変わるのかどうかということと、それからもう一つ、保育士の確保の状況は、これ私立保育所も入っているので把握は難しいかもしれないのですが、現在の本市内の保育士の確保の状況というのはどうなっているか。これ決算認定のほうでも質問は出させていただいているのですが、お伺いします。

以上です。

（保育課副参事）お答えいたします。

今回の条例の改正対象となる園児を受け入れている保育施設はないため、受入れ状況には影響はございません。

保育士の確保状況でございますが、現在のところ、保育所、認定こども園につきましても、4 歳以上児については 25 対 1、3 歳についても 15 対 1 の職員体制が図られておりますので、特に問題がないかと考えております。

以上です。

（潮田）これ本会議の答弁で、今先ほどの説明でもありましたけれども、この条例改正に該当する家庭的保育事業者は本市にはないとのことでありました。名称がよく似ている家庭的保育室と家庭保育室の違いというのを確認したいと思います。

（保育課副参事）初めにちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、家庭的保育室というのは家庭的保育者等が行っている家庭的保育事業という理解でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（保育課副参事）大丈夫でしょうか。家庭的保育事業は、子ども・子育て新制度の認可事業であり、家庭保育室は認可外の保育施設となっております。

以上です。

（潮田）そうすると、今回の対象がないというのは、年齢制限の関係ではなくて、全くそもそもないということでしょうか。年齢制限というのは、子どもの何歳、ゼロから2歳のほうと3歳以上でまた違うかなと思うのですけれども、今回該当施設がないというのはどういうことでしょうか。

（保育課副参事）現在、市内の家庭的保育事業を行っている施設では、3歳以上の受入れを今している施設がございませんので、該当がないという形になっております。

以上です。

（潮田）分かりました。そうすると、本市には認可外保育施設はないということではない。認可外保育施設はあるけれども、ゼロ歳から2歳までであるということ、だから今回この対象はないという意味でしょうか。

（保育課副参事）認可外保育施設についてですが、本市には家庭保育室はございません。ただ、本市に届出のある認可外保育施設は12施設ありまして、そのうちベビーシッターが休止の方を含めて6名届出をしております。

以上です。

（潮田）ということは、認可外保育施設は11あるけれども、3歳以上の子を預かっているところがないという、そういう意味でよろしいですか。今回の対象はないというのは。

（保育課副参事）認可外保育施設につきましては、国の認可外保育施設指導監督基準によって基準が定められておりますので、今回の基準とはまた別のものになります。
以上です。

（潮田）ちょっとこれまた細かいので、別のものというのはまた後ほどちょっと自分もよく勉強してからまた詳しく聞きたいと思えますけれども、今ホームページ上のほうで示されている鴻巣市内の保育施設というのは、公立保育所が7つ、私立保育園8つ、あと認定こども園5つ、小規模保育事業者13、事業所内保育事業1だけでよいかと思えますけれども、これにプラス先ほど認可外の11があるということによいでしょうか。

（保育課副参事）認可の保育施設につきましては、委員のおっしゃるとおり、公立保育所7、私立保育園8、認定こども園5、小規模保育事業所13、事業所内保育所が1施設であります。それ以外に認可外の保育施設というものが12施設ありまして、ベビーシッターが休止中の方を含めて6名届出をしているという状況です。

（潮田）先ほど11って言ったかと思ったのですがけれども、12ということによろしいのですね。分かりました。

では、もう一回。今そういった施設があるということが分かりましたけれども、その中で障がい児の受入れをしているというのは幾つあるのでしょうか。

（保育課副参事）令和5年度の補助金等の申請状況によってお答えをさせていただきますと思います。

安心・元気！保育サービス支援事業費補助金の障がい児保育事業を活用していた施設が4施設、公定価格の療育支援加算の認定を受けていた施設が6施設、障がい児保育加算の認定を受けていた施設が1施設、いきいき子育て支援事業の障がい児保育事業を活用していた施設が9施設と

なっております。

以上です。

（潮田）今施設の数と言っていましたけれども、では現実鴻巣市内でお子さんが医療的ケアが必要であったりとか、重い障がいのあるお子さんたちが希望をした場合、受け入れてくれる保育所、幼稚園……幼稚園を今入れてしまうと面倒くさいですね。保育施設というのは、基本的には受けてくれるということですか。実際、今の数でいきますと、逆にそういった受入れは今していないですよというところは、まず公立保育所の7つの中にあるのか、また私立の中であるのか伺いたいと思います。

（保育課副参事）医療的ケア児の受入れのガイドラインというものを令和4年度に策定をしております、その中では公立の川里ひまわり保育園で受入れをできる形を整えております。ただ、現在のところ、医療的ケアを必要としているお子さんの保育所の入所申請はないという状況になっております。

以上です。

（潮田）すみません、ここから先はちょっと障がい福祉になってしまうのですね、答えが。鴻巣市内では、つつみ学園がありますけれども、つつみ学園のほうでの受入れというのは、これ医療的ケアは今やっているのでしたっけ。

（保育課副参事）つつみ学園では、医療的ケア児の受入れは現在のところやっておりません。

以上です。

（潮田）今回ここで聞いたのは、比較的小規模のところのほう細かい対応ができるかなというふうに思って、家庭的保育室だとか家庭保育室とかというところできないかなというふうに思ってお聞きしたわけですけれども、実際には今言っていたように受入れは可能、加配をつけてもらえる体制は市としてはあるということを確認したいと思います。

（保育課副参事）障がい児の受入れに対しての加配をつけるという体制は整えていると思います。

以上です。

（諏訪）では、議案第73号に対して1点質問させていただきます。
今回の条例改定になる対象となる施設は鴻巣市にはないというご答弁いただいていますので、いいのですけれども、今回の保育士の基準を改めるとするのは76年ぶりということです。やっと少し進んだというような状況かと思うのですけれども、先ほど前任者が当市におけるほかの保育所、3歳児20人に保育士1人、15人に1人、4歳児、5歳児25人に保育士1人を20人に1人と。この改定が現在の保育所、公立保育所を含めて今年度中にこの基準になると思ってよろしいわけですね。

（保育課副参事）現在のところ、全ての保育所、認定こども園においてこの基準の配置ができていると考えております。

以上です。

（諏訪）確認なのですが、そうしますと民間の保育園ももう既に新たな基準になっていると思ってよろしいわけですね。

（保育課副参事）そのとおりでございます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(学校支援課長) 失礼いたします。それでは、議案第74号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

鴻巣市いじめ問題調査委員会、鴻巣市いじめ問題再調査委員会及び鴻巣市立学校事故調査委員会の各調査委員会においては、これまで委員が調査報告書を作成していたが、調査報告書の作成業務に対する報酬の定めがなかったことから、新たにこれを定めるとともに、現行の報酬についても、近隣市の状況等を総合的に勘案し、引き上げるものとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第74号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について幾つか質問をさせていただきます。

まず、1点目なのですが、おとといの本会議での前任者の質問で、委員は職能団体からの推薦を受けているというふうにお答えになりましたけれども、職能団体からの推薦を受けているのはいつからになりますか。

(学校支援課長) 今年度、令和6年の4月から新しい委員を委嘱させておるのですが、その委員を委嘱する段階でいじめ調査アドバイザー制度

を活用させていただきました。

（西尾）では、確認なのですけれども、今年度ということは、それまでは特に、私が手元にあるのは、いじめ重大事態についての鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例などを見ているのですけれども、例えばいじめ重大事態が発生した場合のいじめ問題調査委員会の委員の組織は、この鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例によりますと、第13条、調査委員会は委員5人以内をもって組織すると。次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するということで、弁護士、臨床心理士、識見を有する者などが挙げられているのですけれども、職能団体からの推薦は今年度4月から受けているということですから、それ以前はこの鴻巣市のいじめ問題対策連絡協議会等条例にあるように教育委員会が直接選んで委嘱していたという認識で間違いないでしょうか。念のため確認です。

（学校支援課長）今年度以前は委員さんのおっしゃるとおりです。

（西尾）では、続いて質問させていただきます。

では、おとといの前任者の質問の中で、こども家庭庁の立ち上げたいじめ調査アドバイザー制度を利用しているということでしたけれども、このいじめ調査アドバイザー制度の利用も今年度の4月からということで変わりないでしょうか。

（学校支援課長）すみません、委員さん。ちょっと説明が足らずに申し訳ありませんでした。いじめ調査アドバイザー制度については、既に昨年度中からこちらの本市から要望というか、お願いをさせていただいて、活用させていただいて、昨年度中に職能団体の推薦をいただきながら今年度の就任に至ったという経緯でございます。

以上です。

（西尾）いじめ調査アドバイザー制度は昨年度中から利用されているということだったのですけれども、いじめ調査アドバイザー制度の立ち上げがこども家庭庁で昨年、2023年の9月5日に立ち上げておりますので、それ以降から活用しているということですよ。

では、質問なのですけれども、今回この条例を一部改正するということ

なのですけれども、これは報酬と費用弁償に関する条例なのですけれども、これに関して大きく関わってくるのが鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例などだと思うのですけれども、こちらのほうもこれに合わせて、今報酬とかとちょっとずれるのですけれども、職能団体からの推薦を受けて委嘱するというような文言の訂正が必要になってくると思うのですけれども、このいじめ問題対策連絡協議会等条例の改定はいつ頃を予定しておりますでしょうか。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 3 7 分）



（開議 午前 9 時 3 9 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課長） お答えいたします。

いじめ問題対策連絡協議会においては、改正の必要はないというふうにこちらは考えております。

以上です。

（西尾） 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例にも、この特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するという、これは前回の記載なのですけれども、新しく金額が、報酬額を改定に関するに当たって、この部分も変えないといけないのではないかなと思うのです。ちょっと私認識違っていたら悪いのですけれども。いじめ問題対策連絡協議会等条例が平成26年12月25日制定されているのですけれども、その中の附則、施行期日のところの一番最後の4番、ここが今いじめ問題調査委員会委員の委員長が1万6,000円になっていて、いじめ問題再調査委員会委員が、委員長が1万6,000円、その他の委員が1万5,000円を、これをまた細分化するわけですね。時間割とか入れたりするわけですね。なので、ここも必然的に変えないといけないのではないのですか。附則のところ。少なくとも。あとは、先ほど確認いたしましたけれども、委員の委嘱については、まず職能団体の推薦を

受けて委嘱するというような、こちらのほうも今年度の4月からの実態に合わせて変えていく必要があるのではないかなと思うのですけれども。改定の時期はすぐには出ないかと思うのですけれども、これも早急に確認と見直しが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（学校支援課長）この後ちょっと確認させていただきたいと思います。

（西尾）では、もう一点質問させていただきます。

これまでいじめ問題調査委員会の調査報告書の作成時の報酬はどのようになっていたのかお伺いします。

（学校支援課長）今までは日額の報酬に含まれておりました。

以上です。

（西尾）ということは、例えば調査報告書を何日かかけて作成するのだと思うのです。1日、2日集まってすぐできるものではないので。そうすると、何日かに分けて、例えばその日、弁護士さんですと1時間とか3時間とか、毎日決まった、まとまった時間を確保できるとは限らないと思うのですけれども、そういった場合、1日調査報告書の執筆にかかる時間が1時間とか3時間とかになった場合、それは日額はどのように割ったりしていたのかお伺いします。

（学校支援課長）すみません、委員さん。今のは今までのことですか、それとも今回からの。

（今までのことでの声あり）

（学校支援課長）今までは、その時間……

（委員長）個別でやり取りしないでください。指名しますのです。

（学校支援課長）従来は日額ということですので、時間にかかわらずその報酬でご対応いただいていたいました。

（芝寄）では、議案第74号について1つ質問いたします。

議案説明の中で、近隣市の状況等を総合的に勘案しというふうに説明がありました。まず、近隣市とはどこのところを参考にしたのかと、この改正は、まず発端はどこから上がってきて改正しなくてはいけないのかなというふうになったのか。この委員から上がったのか、そもそももと

もともう上げなくてはいけないので、いい時期だからということで調べたら近隣市とちょっと差があったから、こうなったのかと。まず、改正するに至った事始めをご説明お願いします。

（学校支援課長）お答えいたします。

すみません、近隣市の名前についてはちょっと差し控えさせていただきたいと思っているのですが、本市の近隣市の報酬を確認したところ、本当にこの近隣なののですが、2万円台から1万9,600円ほどとか、またそのほか県内市町20以上を確認させていただいて総合的に判断させていただきました。

2つ目のお答えとしては、今年度いじめ問題調査委員会の委員を委嘱する際に、既にご説明申し上げました、第三者性を高めるために各職能団体から推薦をいただく中で、その過程の中で報酬の形態についても見直しが必要ということをごちらの中でも判断して、今回このタイミングになりました。

以上です。

（芝寄）では、近隣市のどこかだというのは説明できないというふうなのですけども、ではその1点だけ。参考にするとところはやっぱり当然鴻巣市と同じ人口程度のものをちゃんとそこでチョイスして参考にしているかどうかで質問を終わりにします。

（学校支援課長）委員さんおっしゃるとおり、人口とか、児童数とか、そういったものも確認して比べさせていただきました。

以上です。

（潮田）前任者のほうでの質問で大体分かりました。

確認です。近年のいじめ問題調査委員会、いじめ問題再調査委員会、鴻巣市立学校事故調査委員会は、年間何回ぐらい行われている。行われたという過去ですね。これに関しては、もし今年度もあったとしたら、今年度も含めまして近年の数字を教えてくださいと思います。

（学校支援課長）お答えいたします。

いじめ問題調査委員会につきましては、今までで3回。いじめ問題再調

査委員会は、開催されたことはございません。鴻巣市立学校事故調査委員会につきましては、1回行われております。今年度はまだ開かれておりません。

以上です。

（潮田）今いじめ問題調査委員会3回ということでありましたけれども、これは小学校、中学校でいいますとどのような数字になるのでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時47分）



（開議 午前9時48分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課長）お答えいたします。

3回とも中学校でございます。

以上です。

（潮田）このいじめ問題調査委員会が開催されるまでというのは、どういった流れで開催されるものになるのでしょうか。本人であったり、また保護者からどこに話が行って、どういった場合に調査委員会という流れになるのか。それぞれの事象によって違うとは思いますが、これ申出から開催までというのはどのぐらいのスパンでできるものなのでしょうか。

（学校支援課長）いじめ重大事態というのは大きく2つあるのですけれども、生命、心身、財産重大事態といって、児童生徒がいじめにより、いわゆる生命や心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときとか、また保護者からのそういった申出とか、そういったものを含まれております。また、もう一つは不登校重大事態ということで、いじめ等により相当の期間、大体年間30日間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは不登校重大事態というふうに判断いたします。その後、調査主体について、教育委員会のほうが主体となって検討をするわけですが、学校、また第三者性が特に格段に必

要な場合は、こちらのいじめ問題調査委員会に依頼するというような流れになっております。期間としては、非常になかなか、ケースによっても少し差はあるのですが、やはり我々としてはもう迅速に、必要であれば、もちろん申出があればすぐに調査委員会を立ち上げるように学校にも指導しますし、我々も立ち上げを行っている状況です。

以上です。

（潮田）最後に1点です。

これは、保護者からというのは先生を通じてというのが本来だと思うのですが、よくマスコミとかが教育委員会の対応とかということでクローズアップしてしまっていて、保護者から直接教育委員会のほうにこういった相談が来るというケースはあるのでしょうか。

（学校支援課長）そういったケースもございます。

（潮田）そういった場合であっても、それがこのいじめ問題調査委員会に発展をしたケースというのもあるということでしょうか。

（学校支援課長）私が確認しているところでは、いわゆる学校調査として行ったケースとしては認識しております。

（諏訪）では、議案第74号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で何点かお聞きしたいと思います。

今回は時間額ということで、日額だけではなく時間でも計算されるということなのですが、過去に3回調査委員会が立ち上がって調査があったということでございますので、そのときの実際に報告書作成にかかった時間などは記録があるかどうか、まず1点目としてお伺いします。

（学校支援課長）お答えします。

会議は、先ほど申し上げたように、いじめ問題調査委員会は3回あったのですが、おおむね7日から10日間の会議が開催されております。調査報告書作成時間の正確な記録はありませんが、おおむね10日間ということと、また聞き取り調査等も含め、その会議時間等も確認している中では、おおむね30時間程度なのではなかったのかと想定しています。

以上です。

（諏訪）会議がおおむね30時間。その中に報告書作成も含まれると思ってよろしいのでしょうか。

（学校支援課長）当時は会議の中で作成していたとこちらは把握しております。

以上です。

（諏訪）今回報酬の改定ということでございますが、先ほど近隣市である程度確認をしているということでございますが、これどこの市なのかは伏せたいということでございましたけれども、ホームページなど見ると茨城県のつくばみらい市周辺の一応市町の名前も公表して、ここでは幾らというものが発表されておりますけれども、今回の報酬額を決めるに当たって近隣市の名前も伏せたいというのはどういった意図があつてでしょうか、伺います。

（学校支援課長）この市が非常に高額であるとか、この市が非常に安価だというのが、我々としてはホームページとか、また聞き取りで確認したところなのですが、その市のことに関わることなのかと判断して申し上げていないだけなのですけれども。すみません。

以上です。

（諏訪）先ほど、委員の委嘱に当たっては、いじめ調査アドバイザーというところをお願いをして推薦をいただいているということなのですが、日弁連のホームページを見ますと、今いじめの調査の依頼というのは非常に多いということで、日弁連でもガイドラインとか出されているのです。そういった中で、これはいじめ調査アドバイザーが新たに立ち上がって、必ず中立、公平性が守られた委員の選定が行われる、またその委嘱した際に十分な時間の、調査の時間等ですね、確保ができるということでよろしいのかどうか、確認です。

（学校支援課長）お答えします。

十分な時間の確保、また第三者性の確保ということをお願いさせていただきまして推薦をいただきましたので、大丈夫かと我々は認識しており

ます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時57分）



（開議 午前10時16分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

（潮田）今説明の中で子育て支援課のところが補助率を言っていなかっ

たかと思うので、言っていたいたほうが質疑のときに楽かなと思って。子育て支援課と、あと健康づくり課も、国10分の10のものはいいのですけれども、それ以外の返還金のところの構成を言っていたければと思うのですが。

（委員長） それでは、指名しますので、では補助率のほうをお願いいたします。

（子育て支援課副参事） では、出産子育て応援給付金の……

（委員長） すみません。では、ページ数を言ってから補助率のほうをお願いいたします。

（説明省略）

（委員長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（高橋） それでは、議案第78号 令和6年度……その前にすみません。通告しておらず、不親切で申し訳ありません。議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）、25ページをお願いします。教育費、教育指導費、委託料のところなのですが、学校支援課の地域人材活用事業のところですか。こちら部活動の地域移行に伴うということで、今回バスケットボールの指導者というふうなご説明がありましたけれども、こちらは委託されたところはなぜそこになったのかというところと、あとバスケットボールの指導者は全校、女子、男子両方とも配属されるのかというところをお聞きします。

（学校支援課長） お答えいたします。

委託する団体につきましては、鴻巣ブレス総合型地域スポーツクラブでございます。（P.27「鴻巣ブレス総合型地域スポーツクラブを予定しています」に発言訂正）今回国や県が進めている部活動地域移行につきましては、趣旨といたしまして、やはり人々が身近でスポーツを愛好するという部分と、また競技レベルとか志向に合わせて参加できると、そういった部活動の趣旨に沿ったクラブが適切であると本市では考えて、本市にございます鴻巣ブレス総合型地域スポーツクラブへの委託（P.27「鴻巣ブ

レス総合型地域スポーツクラブへの委託予定」に発言訂正)を決めました。バスケットボール部の今現在1年生、2年生、男女ともに参加を呼びかける方針でございます。

以上でございます。

(高橋) 再質問させていただきます。

今の説明ですと、鴻巣ブレスさんのほうを選定(P.29「鴻巣ブレスさんのほうを選定予定」に発言訂正)した、地域とのつながりがというお話がありましたけれども、ほかに幾つか候補があったのでしょうか。それは幾つあったのかというのをお聞きします。

(学校支援課長) こちらの部活動地域移行における研究懇話会でも様々な団体さんを検討したのですが、今現在では国、県が進めているのが、休日のまずは部活動の地域移行というところを進めておりまして、ただいずれ平日の部活動の地域移行へと、国や県はその方針を示している状況ですので、そういった場合に過度に競技の中で勝敗を競うような、そういったクラブとか、また非常に練習回数が多いとか、そういったクラブが将来的に部活動の地域移行の受皿としてはなかなかふさわしくないと。様々なそういった部活動からの地域移行という部分を考慮して、鴻巣ブレスがまずは本市の受皿として適切だというご意見をいただいた中で判断しました。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。すみません。ちょっと私も理解ができていないところがあるのですが、地域移行の今の説明ですと、バスケットボール部ではない生徒もそちらに利用できるということですか。

あと、先ほど男女というお話がありましたけれども、市内の8校の全生徒が参加できるということでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

すみません。バスケット部の今206名8中学校で部員がいるのですが、この子たちにまずは、強制ではないのですが、参加できますよとい

うところで呼びかけをさせていただくというのがまず1つ。

また、現時点では実証事業ですので、初めての試みでございますので、まずはバスケットボール部に所属している生徒さんに呼びかけをこの後行う予定でございます。

以上です。

（高橋）すみません。何度も申し訳ないのですけれども、ということは、バスケットボール部の部活動があり、プラスでそちらも参加するということですか。それとも、バスケットボール部自体がもう廃止されて、そちらに移行という形。

あと、もう一ついいですか。全校からということだったのですけれども、鴻巣市内も広い中で、バスケット部、例えばどこで開催予定しているのかというところもお聞きしたいです。

（学校支援課長）すみません、最初の質問がちょっと分からなかったので、もう一度お願いしてもよろしいですか。申し訳ありません。ちょっとお答えを用意します。

（高橋）部活動に、バスケットボール部に入っている中で、今でもきつとクラブチームとかに行く子がいると思うのですけれども、そういったイメージなのですか。それとも、部活動のバスケット部自体がもう廃止、なくなり、こちらのみに、バスケット部といったらこちらになるという認識でしょうか。

（学校支援課長）お答えします。

バスケットボール部自体はなくなりません。平日の部活動も従来どおり行っております。ただ、土曜日もしくは日曜日、休日の部活動、バスケットボールの活動につきまして、まずは8中学校にそれぞれ指導に行くのは大変なので、大きく8つの中学校を3つのブロックに分けさせていただいて、その3つのブロックの中の中学校で、まだ会場は決まっていらないのですが、そこに基本的には集まっていただいて、その中で指導をお願いするような想定であります。休日の部活動も大体、土曜日となると月に最大で4回とかになると思うのですが、4回いきなりそう

いったブレスの指導者にご指導という子どもたちも戸惑いがあると思うので、まずは月1回。今ちょっとそこは学校と調整しておるところなのですが、そこを拠点に集まっていたいて、お試しというか、そういったイメージで休日の部活動指導をこのクラブに委託していくというような状況で今進めておるところでございます。

（高橋）すみません、最後に。男女一緒に合同でやるということですか。今って女子バスケット部、男子バスケット部というふうに分けていると思うのですけれども、そこも分けて、今3ブロックでという話だったのですけれども、男女分けて活動するという感じですか。

（学校支援課長）お答えします。

例えばなのですが、今、鴻巣中、鴻巣北中、川里中で例えば1つのブロックで考えておるのですが、集まっていたいて、男女は体育館の中で分かれて練習を行うような、指導はブレスのほうでそれぞれやっていたくようなイメージを想定しております。

以上です。

（高橋）最後と言ったのですけれども、すみません。最後に、すみません。この移行の話、バスケットボールに入っている子が対象になると思うのですけれども、本人、また保護者等の説明というのはいつ行う、その辺のスケジュールのところだけ最後お聞かせいただきたいです。

（学校支援課長）お答えします。

まず、取り急ぎ9月の18日に部活動地域移行に係る保護者対象の事前説明会を行う予定でございます。また、当日いらっしゃれない方もいらっしゃると思いますので、動画等でそちら撮って配信する予定でございます。（P.27発言の訂正あり）

以上です。

（高橋）それで、説明会をした後に、始まるまでのスケジュール感というところも決まっておりましたら。

（学校支援課長）お答えします。

現時点で、この後ブレスと、あと関係職員、教職員ですね、顧問がいら

っしゃるので、早くても11月の半ばぐらいには練習が実際に開始できればよろしいかと今想定して計画を進めています。それまでに3回の事前打合せを経て、10月に実際の保険に加入したりだとか、練習会場の調整だとか、またアプリを活用して連絡等ができるようなシステム構築も考えておりますので、11月中頃には練習が始められるように今進めておるところでございます。（P.27発言の訂正あり）

以上です。

（高橋）そうしましたら、その下、教育費、学校管理費、その下も、小学校、中学校、両方併せてお聞きしたいのですけれども、今回端末、パソコンですよね、小学校119台、先生のが8台、中学校は生徒が40台、先生のが4台ということだったのですけれども、今ICT教育、鴻巣市のほうはかなり進んでいまして、令和元年からスタートして6年がたつのですか。パソコンとか、そういったICT機器の寿命というのですか、大体5年ぐらいとかというふうに一般的には言われていると思うのですけれども、今回は修繕ということで直すということなので、何か壊れてしまったりとかしたのかなというふうに思うのですけれども、この辺り、寿命というか、いつかきっとそういうときがそろそろ訪れるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺り、もうそのときというのはまた修繕になるのですか、それとも今回とは違って買換えになるとか、その辺の予定みたいなのがありましたら教えてください。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

今回につきましては、修繕を計上させていただいております。こちら国のGIGAスクール1期のほうで購入しておりまして、5年間、令和3年度から7年度、5年度の契約をしているところです。この後、国のほうもGIGAスクールの2期ということで、端末につきましてはやはり寿命もありますので、今後更新については進めていく予定でございます。なので、今ある端末を、子ども機、学習者用端末につきましては、ずっと10年も20年もということではなく、更新をしていく予定でございます。以上です。

（高橋）更新というのは、新しいものに替わるということになりますか。

（教育部参事兼教育総務課長）委員のおっしゃるとおりでございます。
以上です。

（高橋）今回の修繕の台数って何かちょっと少ないイメージで、子どもたちって、大事には使ってくれているとは思いますが、やっぱり子どもなので、私も見ていて、ちょっと、ちょっとって思うときもあったりするのですけれども、すごく大事に使っているのだなと思ったのですけれども、今現在トータルで何台あるのですか、小学校、中学校、生徒の端末と先生の端末で。それぞれ小中で教えていただきたいです。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

当初に整備した台数でのお答えになります。学習者用端末のほうは、全部で8,509台になっております。指導者用パソコンにつきましては650台を当初整備して、そちらを今活用しているところでございます。
以上です。

（西尾）では、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）について質問させていただきます。

まず、1点目なのですけれども、6ページと27ページなのですけれども、6ページのほうで言います。繰越明許費のあたご公民館管理運営事業、こちら空調設備の故障ということで設計の費用が出ておりますけれども、現在のあたご公民館の状況と、それから市民の方々への影響は、これはいつまで続くのかお伺いします。

（中央公民館長（課長級））お答えいたします。

現在休館中でございますということは通知で、これが予定だと10月いっぱいまで休館を予定しておりますけれども、ただ公民館については、体育室、それから児童遊戯室、放課後児童クラブについては、こちらは開放ということになっておりますので、実際に市民が使えるところとなりますと体育室、そちらのほうになります。影響としましては、現在こういったサークル活動、例えばそういったのをやっている方というのは、

ほかの日にずれたり、それからほかの公民館等に分散で利用されているという状況になっております。

以上です。

（西尾）では、15ページに参ります。障がい福祉課で、難聴児（者）補聴器購入費助成事業なのですが、この難聴者補聴器購入費扶助で申請者の方々の年齢割合といいますか、年齢構成をお伺いします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

令和6年度6月末時点で7名の方に支給決定のほうを行っておりまして、そちらの年齢構成のほうは、40代の方が1名、50代の方が3名、60代の方が3名となっております。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

19ページです。福祉課、生活保護総務費庶務事業の委託料の生活保護システム改修委託料ということなのですが、具体的にどのような改修なのかお伺いします。

（福祉課副参事）今回のシステムの改修につきましては、制度改正によるものです。1点目が、進学準備給付金のほうが改正に伴いまして進学、就職準備金という給付になりまして、そちらのシステム対応、それと就労自立給付金というものが改正されまして、それに伴うシステムの改修となります。

以上です。

（西尾）では、最後に参ります。

25ページの学校支援課の地域人材活用事業、地域スポーツクラブ活動運営委託料、前任者の質問にもありましたけれども、10月以降中学のバスケット部の土日をお願いするということなのなのですが、これによって実際に教員、先生方の負担軽減はどうか。具体的な負担が軽くなる先生方の人数とか時間とか、分かる範囲でお伺いします。

（学校支援課長）お答えします。

部活動の顧問の先生方については、今のところ休日の活動について参加

を強制するものではございませんので、やることはお伝えしてあるのですが、参加についてご希望のある方については参加を妨げるものではないというふうに本課では考えておるところでございます。あわせて、部活動の現在の顧問なのですが、72人ほど専門の顧問がいらっしゃるので、その方々について、先ほどお話ししたように、もし参加されるご希望があるということであればご参加いただこうとは考えております。

（西尾）一応確認なのですが、今中学校の先生方で部活の顧問をされている72人の先生方、土日の部活動には基本的には参加されていないということですか。基本的に参加されているのですよね。バスケ部以外でも。運動部の。

（学校支援課長）委員のおっしゃるとおり参加されています。

（西尾）その中でも、今回は特にバスケ部で鴻巣ブレスさんをお願いする（P.28「鴻巣ブレスさんをお願いする予定」に発言訂正）ということで、バスケ部の顧問をされている先生方については、休日の参加は強制ではないけれども、休みたいのであれば先生方、顧問をされている教員の先生方は、バスケ部については土日の活動はお休みして、おうちで休息とかできるという、そういう認識でいいでしょうか。

（学校支援課長）委員のおっしゃる認識で大丈夫でございます。

（西尾）そうしますと、最初の質問に戻ってしまうのですが、そうしますとこの中学のバスケ部で鴻巣ブレスさん（P.28「鴻巣ブレスさん（予定）に発言訂正」に土日お願いすることによって、10月以降、バスケ部の顧問をされている先生方何人ぐらいにこの鴻巣ブレスさん（P.28「鴻巣ブレスさん（予定）に発言訂正」にお願いすることによるメリットが出るか、具体的に何人ぐらいの先生方がバスケ部の部活の顧問をされているかお伺いします。

（学校支援課長）お答えします。

顧問数につきましては、バスケットボール専門の専任顧問というのが、すみません、市内72ではなくて、申し訳ない、76名でございます。また、兼任の顧問の先生方が37名いらっしゃいますので、113名の方々（P.27「8

中学校で総勢22名」に発言訂正)に今回の休日の実証モデルということで影響というか、そういったところで休日の実証モデルの時間というか、その指導については参加されなくても全然問題ございませんので、そこについてはそういった休養等に充てていただくことが考えられるかと思っています。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 17 分)



(開議 午前 11 時 30 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校支援課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(学校支援課長) すみません。発言の訂正を2点お願いいたします。

1点目は、部活動のこちらの地域移行の先ほど保護者会等の日程をお伝えいたしましたが、あくまで議決をいただけたらということの想定でございますので、現段階で予定しておるところで、すみません、発言の仕方に問題がございましたので、訂正をお願いいたします。

2点目は、部活動、バスケットボール部の顧問数について、すみません、確認が、申し訳なかったです。8中学校で総勢22名でございます。大変失礼いたしました。

以上です。

(委員長) もう一つ訂正があります。よろしくをお願いいたします。

(学校支援課長) すみません。鴻巣ブレスさんへの委託につきましてもあくまで予定でございますので、大変失礼いたしました。予定ということでよろしくお願いします。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正については、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 32 分)



(開議 午前 11 時 32 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(西尾) すみません。申し訳ありません。今の発言の訂正の件について、関連して質問なのですけれども、鴻巣ブレスさんの名前、まだ事業者決まっていないということであれば、質問者のほうも鴻巣ブレスさんの名前を何度か発言で出しているのですけれども、それも訂正したほうがいいのでしょうか。例えば事業者……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 32 分)



(開議 午前 11 時 33 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(西尾) 先ほどの議案第78号の25ページの地域スポーツクラブ活動運営委託料についての質問の中で、何度か鴻巣ブレスさんの事業者の名前を出しておりますが、あくまで予定という形での事業者名ということで訂正をお願いいたします。

(委員長) 西尾委員の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(高橋) そうしましたら、先ほど私も同じように鴻巣ブレスの件を発言していたのですけれども、ちょっとその前の話の流れでどういうふうな、言い回しによっては別に予定ってつけなくても平気なのかなとも思うのですけれども。予定というふうに訂正したほうがよろしいのでしょうか。

(委員長) 予定という意味合いを含めていただくということで、と発言

してください。高橋委員、予定という意味合いを入れて訂正いたしますと言っていたらいいと思います。

（高橋）そうしましたら、先ほど私が質問の中で鴻巣ブレスさんというふうに発言したところを予定というふうに訂正をお願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（芝寄）議案第78号 鴻巣市一般会計補正予算（第4号）について、歳出のほうから質問させていただきます。

ページ数21ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種事業の件で、今回2名ということでありましたが、近隣他市はどのような状況かという、県内も含めてどのくらいの認定されているのか、分かる範囲でお願いいたします。

（健康づくり課副参事）お答えいたします。

今回の2名については、新規で認定された方1名と既に認定された方1名の医療費、医療手当の支給のための補正でございます。本市においては、進達件数が16件に対し、これまでに12件の認定をいただいております。近隣の状況につきましては、9月4日現在の情報となりますが、一部8月時点のものもございますが、地域が特定されるおそれがありますので、市の名称は伏せて申し上げます。まず、1つ目として、15件の進達に対して9件の認定、次の市として8件の進達に対して5件の認定、以下、進達件数と認定件数でお答えいたします。次、2件の進達と2件、次が4件の進達と2件の認定、次が4件の進達と3件の認定、最後ですが、8件の進達と6件の認定ということでございます。

以上です。

（芝寄）では、本市で今まで認定された中の人数の中で、ファイザー社なのか、モデルナ社か、そのワクチンの種類がもし割合が答えられるのであれば教えていただきたいのですけれども。

（健康づくり課副参事）健康被害に遭われた方のワクチンの名称でよろしかったでしょうか。モデルナ社が1件あります。あとは、ファイザー

社が14件、ほかにコミナティというワクチンですか、が1件。

以上になります。

（芝寄）では、次行かせていただきます。

先ほどから前任者から出ている、25ページ、地域人材活用事業のことでお伺いします。まず、これ最初聞いたときには、勝手な思いだったのですけれども、団体競技で活動できない中学校の救済も含めたこういった事業かなというふうに思ったのですけれども、聞いているうちにちょっと何か違うかなというふうな感じなのですけれども、もう一度この事業の目的をお願いいたします。

（学校支援課長）お答えします。

国及び県が進める部活動の体制整備事業に参加して、まずは国、県から休日の部活動の地域移行を進めるという方針が出ているところでございますが、本市内の状況を見て、市内のバスケットボール部についてまずは休日の地域移行を進めるということで本事業をお願いしているところでございます。（P.34発言の訂正あり）

（芝寄）ちょっと分かりづらいのですけれども、そうしますとこの予算50万の積算根拠、どのような考えで50万円になったか教えてください。

（学校支援課長）お答えします。

積算の根拠は、こちらの委託料のうち、指導者の謝金、また使用するアプリ、また生徒の保険料、また指導者の保険料というふうになっております。

以上でございます。

（芝寄）これまだ実証ということで先ほどお言葉出たのですけれども、これが運用されることによって、週末の土日の活動の団体ということなので、そういった団体ってたくさん民間であると思うのですけれども、いろんなものを募って、そこは自前で会費とか当然参加者から取ってやってくるのが今現状だと思います。民間の団体が。こういったものになると、こういうことができるようになってくると相当何か申請も多くなってくる、うちもこれを使いたいとか、多分50万も頂けるのであれ

ば週末活動している団体って多分利用したいというふうなことが当然予想されるのですけれども、そこは想定内ですか。

（学校支援課長）そういった団体さんも今後出てくることは想定はしておるのですけれども、まずは我々教育委員会としては部活動との連携という部分も含めて、こちらの想定ですが、ブレスさんの代表理事の方は実際学校への外部指導者も行っておるところですので、そういった連携とか、また先ほどもお話しさせていただきましたように、過度な競技志向にならないような団体さんとか、練習量が非常に多過ぎてとか、そういった競技志向にならないように、また部活動というものの趣旨をきちんと反映させていただける団体さんをまずは想定しておって、今回この実証事業の中でブレスさんを想定しているのですが、委員さんおっしゃるように今後そういった団体さんが出てくることも想定はしておるのですが、まだ現段階ではこちらからそういった趣旨にのっとった団体さんをお願いしようと思っております。

（芝寄）では、今後実証を含めて今度運用していくというのであれば、申請団体を精査するガイドラインみたいのはつくっていくということでしょうか。

（学校支援課長）ガイドラインの作成も併せて教育委員会のほうで進めているところでございます。

以上です。

（芝寄）同じページの真ん中、小学校と中学校のＩＣＴ環境整備事業の中で、まず、すみません、ちょっと忘れてしまったのですけれども、このタブレットは買取りだったのでしょうか。ちょっとそこをまず確認したいです。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

児童生徒の学習者用端末につきましては、購入をしております。指導者用、教職員につきましては、リースの５年契約となっております。

以上です。

（芝寄）では、買取りということでは。

では、この修繕の主立った内容、どのような現象で修繕しなくてはいけないかというのを幾つか挙げていただけますでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

主な故障といたしまして、一番多いのが液晶の破損でございます。あとは、タッチ패드部分の破損ですとか、電源ボタンの破損等が主な故障内容となっております。

以上です。

（芝寄）では、次、同じページの一番下の生涯学習課、映画館管理運営事業、1つのコンプレッサーで、機械で空調設備ということで、これがもし壊れた場合閉館ということなのですけれども、万が一施設が閉館になった場合の指定管理者への補償とかというのはちゃんとそういうふうになっていくという認識でよろしいのでしょうか。

（生涯学習課長）当然、指定管理料につきましては、もう一回その辺については精査する必要があると思いますので、その時点で検討させていただきたいと思います。（P.33発言の訂正あり）

以上です。

（芝寄）では最後に、27ページの公民館のほうで、今回あたご公民館ということでありました。使用年数もかなりたっているということで、ほかに公民館で使用年数がもう20年以上とかたっている、そういったところというのが一応あるのかどうか。今後予想されるそういった空調設備の故障等ありますでしょうか。

（中央公民館長（課長級））お答えいたします。

芝寄委員のおっしゃるとおり、公民館はかなりもう年数がたって古いものも多くありますので、当然エアコン、そちらが故障してくるというのは考えて、それは予想しておりますので、J M等包括管理、そちらのほうと、それから資産管理課、そちらのほうと連携して、そういったことの修繕等、また今後とも判断してまいりたいと思います。

以上です。

（芝寄）では、その次の生涯学習課の図書館のほうも同じ質問で、かな

リエアコン、空調を使っているところがあるのかどうか、確認のためお聞きしたいと思います。

（生涯学習課長）それぞれの図書館、開設以来、実際空調機についてはそのまま使っているような状況で、細かな不調等は出ているのですが、一番はやはり平成12年ですか、川里図書館が一番古いというところで、川里図書館が一番不調等出ているところで、優先的に直していくというようなことだと思います。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 49 分）



（開議 午後 1 時 00 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長と学校支援課長から発言の訂正がありますので、許可いたします。

（生涯学習課長）先ほど芝寄委員のほうから映画館管理運営事業について、シアターの営業補償云々というような質問がございました。この中で、私の答弁の中で一部言葉足らずで誤解等を含む答弁等ございましたので、訂正等をお願いしたいと思っています。

正しくは、年度末が終わった時点で映画館収支計算書というようなものを出していただいております。この中で、赤字等が生じた場合、甲乙協議の上、乙の責めに帰すべからざる事由、映画館の市場が、影響が、市場が、映画館がお客さんが入らなかったとか、いろんなコロナの関係とか、いろいろあるかと思うのですけれども、こういった場合に、金額を甲乙協議の上、確定し、当該金額を指定管理料に加算するものとなっております。実際にその時点でというような話もありましたが、実際は年度末、収支の中で実際シアターの影響がどうなったかというようなところを最終的に判断させていただく中で、甲乙協議という中でどうするのかというようなことになるかと思っています。訂正のほうをお願いいたし

ます。

（学校支援課長）すみません。芝罘委員さんから部活動地域移行の目的をというお話がございましたので、改めて再度、説明が足りませんでしたので、ご説明させていただきたいと存じます。

部活動の地域移行は、ご存じのとおり、これまで中高の教員が担ってきた部活動の指導を地域のクラブ団体などに移行することでございまして、部活動は学校教育活動の一環として行われ、生徒同士、教員と人間関係の構築を図ったり、その活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、大変教育的意義が高いものでございますが、それを学校教育活動の一環として行われてきた部活動に代わるものとして、今地域クラブ活動ということが定義されてございます。今回の実証事業に伴って、国の体制整備事業には大きな目的が5つのっております。少し短めにお話しさせていただきますが、地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保すること。少子化の中でも将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保すること。また、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上すること。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会づくり。また、部活動の意義の継承・発展、価値の新しい創出。また、子どもや大人、高齢者や障がい者の参加、交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込んでいく。また、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消するものという目的がございまして、こちらの目的にのっとりまして、本市教育委員会も今回この実証事業の委託をお願いするものでございます。

また、鴻巣ブレスについて、想定されている団体としての鴻巣ブレスについて補足をさせていただきたいと思っております。総合型地域スポーツクラブであり、こちらは特定非営利活動法人でございまして。この法人は、子どもから高齢者、多世代に対して各種スポーツ活動や文化活動を行い、健康な体づくり、また地域コミュニティーの推進に寄与することを目的

としているということを付け加えさせていただきたいと存じます。

また、すみません、西尾委員のご質問に対してお答えさせていただきたいと存じます。今回の報酬の条例の改正を受けて、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例の附則の改正も必要ではないのかというご質問に対してなのですが、まずこういったある条例の制定、改正等に伴って、既存の他の条例の改廃を必要とする場合が生じますが、このような場合には、当該既存のほかの条例の改廃については、単独立法の形式を取らず、改廃の原因となった条例の附則において行うことになるのが一般的でございます。いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定附則第4項は、当該条例の制定の際に報酬条例にそれまで記載のなかったいじめ問題調査委員会及びいじめ問題再調査委員会の報酬を新たに規定するために、一部を改正するとしたものでございます。当該規定は、施行と同時に報酬条例に溶け込んでおり、その役割を終えているため、今回は報酬条例の改正に伴っていじめ問題対策連絡協議会等条例制定附則第4項を改正する必要はないと認識しております。

以上でございます。

（委員長）生涯学習課長及び学校支援課長より発言の訂正及び発言の追加がございました。

ただいまの発言の訂正と発言の追加について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正及び発言の追加は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、続きましてほかに質疑はありませんか。

（潮田）議案第78号につきまして質疑させていただきます。

まず、6ページの債務負担行為の中の外国語指導助手派遣業務委託のところであります。これにつきましては、昨年度までは1年のものだったのが、今回は3年間であります。これが3年間となったのがどのような

理由なのか、まず伺いいたします。

（学校支援課長）お答えいたします。

よく教育は人なりというような言葉がございますように、教師とA L Tがよりよい授業を行うためには人間関係や信頼関係が重要となってくると考えております。これまでももちろんそうなのですが、児童生徒にとっても、なれ親しんだA L Tと今後信頼関係を築くことにより、より高い教育効果が生まれると考えております。また、よりよいA L Tを長期的に確保すること、また同じ委託業者と3年間継続して契約することで年度ごとの反省をより具体的に次年度に修正し、授業をよりよくスムーズに進めることができると考えております。学校からの要望も毎年ございます部分もありますし、また本年度当初、こういった委託業者が替わったときにも今後いろんな様々な次年度の対応について反省をし、年度当初からスムーズなスタートができると考えてこのような3年間ということをお願いさせていただきました。

以上です。

（潮田）そうすると、これ令和6年度、今年から今度これで変わるということですが、業者も替わるということなののでしょうか。今までやっていた業者が、今までは1年契約だったけれども、それが3年という形になったということでしょうか。

（学校支援課長）お答えします。

今回のお願いするものにつきましては、令和6年度中にプロポーザルをお願いするものでございまして、7、8、9年度に契約をお願いするものでございます。今年度については、既にお願いしている委託については1年契約で進んでおります。

（業者は替わるのかという声あり）

（委員長）答弁漏れですね。

（はいの声あり）

（委員長）一応、潮田委員、答弁漏れをちょっと指摘してください。

（潮田）答弁漏れで、だからこれからまた業者図るのだとは思うのです

けれども、これで予算も債務負担行為で上げているということは、替わるということも想定、業者が替わるということも想定できるのかと、先ほどちょっと聞いたのはその部分での答弁漏れなのですけれども。

（学校支援課長）大変失礼いたしました。替わることも想定はしております。

（潮田）前任者の質問に対しての答弁で、この次のときは1人減ることでありまして、今までだと17名で、JETが3名ということで、今度は16名と3名。これ今年度からもうそういうふうになっているのかな。かと思うのですけれども、これは学校によって子どもたちの人数も違いますし、クラス数も違いますので、授業時間としては1人のALTの先生が年間何時間授業を持つのか、またその授業時数から換算するとその先生たちの時給とかというのを推測というか、できるのでしょうか。

（学校支援課長）業者委託のALTにつきましては、恐らくなのですが、様々なものを計算すると、時給にすると2,500円ほどになるかと思うのですが、ただいろんなものが、交通費等含まれていると予想されますので、正確な数字は本課では把握できてはございません。

あと、授業時数についてはちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時12分）



（開議 午後1時12分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育部副部長兼学務課長）ALTの授業時数についてお答えいたします。

小学校につきましては、常にALTが小学校教諭とチームティーチングを行っておりますので、小学校3年生、4年生の外国語活動につきましては35時間、そして5、6年生の英語、外国語につきましてはその倍の70時間となります。中学校につきましては、常にチームティーチングを

行っていないので、はっきりとした数値は、A L T の授業時数というのは把握しておりませんが、常駐しておりますので、常に対応することができるようになっております。

以上です。

（潮田）今の答弁からすると、中学校は各校に常駐ということになるのでしょうか。中学校でも学校によって随分と人数が違っていたりするかなと。大規模なところとそうでないところは半分ぐらい違ったりとかというのがあるかと思うのですけれども、それであっても各校ごとの配置ということなののでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

中学校については、学校規模確かに違うのですけれども、J E T の A L T 3 名そのうちおりまして、それぞれ 8 校に 8 人、派遣契約の A L T も含めて 8 校が 8 名配置をされております。

以上です。

（潮田）そうすると、全部、鴻巣市内にいる子どもたち、児童生徒はこの学校にいても A L T と一緒に学ぶ時間というのは均等というふうに考えてよろしいでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）はい、委員のおっしゃるとおりです。

（潮田）分かりました。

続きまして、債務負担行為ではなくて、次の……申し訳ありません。今の質問でもう一つ。これ当然、当然というか、ネイティブスピーカーだと思うのですけれども、国でいうとどの地域からの A L T の方が多いとか、そういうのがあれば。

（学校支援課長）今年度の A L T につきましては、委託業者につきましてはフィリピンの方が多いです。

以上です。

（潮田）分かりました。フィリピンの方は発音がすごく、結構きれいだというふうに聞いているので、分かりました。ありがとうございます。続きまして、15 ページ、重層的支援体制整備事業のところ伺いたい

と思います。この重層的支援体制整備事業交付金、これ国から出ていますけれども、既にある介護、障がい、子育て、生活困窮の既にやっている事業のものの連携で、鴻巣市、担当がとても丁寧に取り組んでいただいているのは承知しておりますけれども、ここでいう償還金利子及び割引料190万円、どの部分での償還金になるのか、ちょっとまずそのことをお聞きしたいと思います。

（福祉課副参事）まず、こちらの部分につきましては、返還金という形にはなってまいります。これは、重層的支援体制整備事業移行準備補助金の返還という形になります。

以上です。

（潮田）当然新しいものだから、そういう事業というのにお金がかかって、それを想定していたものよりも少なく済んだというところということでもよろしいでしょうか。そうすると、その重層的支援体制整備事業で新たに何か事業を設けたというよりは、イメージ的に既にやっていたところがよく連携を取るようになったというイメージでいるのですけれども、それでよろしいでしょうか。

（福祉課副参事）現段階でいくとまだ交付金という形での移行準備補助金ということで、令和4年度から3年間やってまいりました。そういったことで関係各課との連携は密にしながらやってこれたと感じております。

以上です。

（潮田）実際、この重層的支援体制のことについては本当にいろいろな相談をさせていただいて、すごく丁寧にやっていただいているというのを実感しておりますけれども、情報共有という意味では、とっても個人情報でありますので、紙ベースかなという感じがあるのですけれども、こういった情報共有とかにDXでできることというのも多いと思うのですけれども、そうしたことの考え方というのは検討はされているのでしょうか。

（福祉課副参事）システムの取り入れることなのですからけれども、こちら

国が必要と認識しているということはちょっとお聞きはしているのですが、そういった中で補助金としてのメニューがつくられていないというような状況です。そのため、今後国の動向をちょっと注視していきたいと考えております。

以上です。

（潮田）国のメニューはまだないというのは確かだとは思いますが、これって、今後の話ですけども、これもう決算……決算ではない。補正だから大丈夫か。今後デジ田とかを使うとかというような協議を部内であるとかそういうところで検討とかというのはされているのでしょうか。

（福祉課副参事）現段階でいきますと、デジ田の活用ということで今部内のほうでは現段階ではちょっと検討はしていないような状況です。

以上です。

（健康福祉部副部長）補足をさせていただきます。
委員さんおっしゃるとおり、国のほうも串刺しの情報共有については必要だというような認識をしております。国のほうの補助金の対象事業の中にシステムの構築というのが一回上がったのですが、そのところがなかなか国のほうも構築ができずに、一度取り下げられてしまった経緯があります。私たちも積極的に補助金を使ってシステムの構築目指そうとは思ったところなのですが、そこについては国のほうが今つくっているという情報は来ておりますので、今そちらの交付金のほうと今おっしゃるとおりデジ田のほうとダブってはもらえないと思うのです。なので、今国のほうの動向をちょっと注視しているところでございます。

以上です。

（潮田）分かりました。
続きまして、同じく15ページ、介護保険特別会計の繰出金、これ繰出金の理由、介護保険特別会計のほうには幾つかあって、先ほども説明のところでもありましたけれども、もうちょっとこれについて詳しく、低所

得者への保険料軽減措置、保険給付、または財政調整交付金等の財源等の部分とかというのはあると思うのですけれども、これそもそも今回の繰出金は全部法定内ということでよいのかどうか確認をしたいと思います。

（介護保険課長） まず、介護保険全般、まず法定負担割合が決まっております、当然法定負担割合において今回の市の繰出金についても計上させていただいております。すみません。申し訳ございません。今回は具体的に今回法定負担割合の地域支援事業費と低所得者保険料軽減負担金の追加分、これは法定負担割合の中ですけれども、今回それプラス令和6年10月の郵便料金改定に伴う郵券料不足額もプラスで追加させていただいておりますので、通常の法定負担割合の地域支援事業費プラス今回一般管理費等の郵券料不足額を今回合わせて繰り出させていただくものになります。訂正して答弁させていただきます。

（潮田） 分かりました。

次のは前任者が聞いたから、いいかな。

19ページの生活保護総務費庶務事業のところ、生活保護システム、これもさっき前任者が聞いていましたけれども、このシステム改修をすることで業務的に改善できることの大きなことというのはどういうことになるのでしょうか。

（福祉課副参事） こちらなのですけれども、就労自立給付金のほうが計算の方法が変わります。そのため、ちょうど新旧の計算でしていくのですけれども、そちらがシステムのほうで自動で行えることになるのと、あと月次の報告書もシステムで自動集計して作成されるということになります。

以上です。

（潮田） 今、就労の関係のがありましたけれども、生活保護を受給している方で就労に結びつく割合って年間どのくらいあるのでしょうか。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時24分）



（開議 午後 1 時 2 5 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（福祉課副参事）昨年度の実績という形にはなるのですが、実績なののですが、こちら就労ということで把握しているのが、こちら就労相談支援事業というのがありまして、そちらのほうで10名就労しているというのを確認しております。

以上です。

（潮田）そもそもになるのですが、生活保護受給者は昨年度でいうと何人。今これ10人が就労になったということでありまして、この分母というか、分母の部分を確認したいと思います。

（福祉課副参事）令和5年度末なののですが、863人となっております。

以上です。

（潮田）その863人のうち就労につながった方が10人というのと、この生活保護受給をされている方の年齢層でいうと、この10人というのは若い方、若いというか、就労できる年齢ということになると思いますけれども、年齢の割合というのはどういうふうになっているのでしょうか。高齢の方が生活保護の方が多いのかなと思うのですが、実際ちょっとそこら辺の割合が出るようでしたら、何十代から何十代がどのくらいとかという、いわゆる生産年齢か、それ以降かという形でもいいのですが、そういった数字って出ますでしょうか。

（福祉課副参事）年代ごとの集計ということなのですが、各年代ごとでの、すみません、その数字については今持ってはいないのですが、世帯の割合とかということで考えますと、令和5年度末でいきますと、高齢の世帯ということで、これというのが65歳以上の方で構成されている世帯数なのなのですが、これが5年度末の世帯数が716ということで、そのうち387が高齢世帯という形になっております。

以上です。

（委員長）聞こえた。もう一度、すみません、私よく聞こえなかったの
で、福祉課副参事、もう少しマイクを近づけてしゃべってもらっていい
ですか。もう一度私も聞きたいので、答弁、お願いいたします。

（福祉課副参事）承知しました。すみません、こちらなのですけれども、
年代ごとの数字というのはちょっと今持ってはおりません。ただ、世帯
の構成の割合ということで、その部分の数字は持っているのですけれど
も、令和５年度末でいきますと、世帯数が716世帯あるのですけれども、
そのうち高齢者の世帯ということで高齢者が65歳以上の世帯員で構成さ
れている世帯なのですけれども、それが387世帯という形にはなっており
ます。すみません、詳細な人数につきましてはちょっと把握していなく
て申し訳ないです。

以上です。

（健康福祉部副部長）先ほど潮田委員のほうの就労の人数について、誤
解が生じないようにちょっと補足をさせていただきます。

今福祉課副参事のほうから就労事業を利用しての就職をした方の人数を
お答えさせていただきました。その後に生活保護の人数863名ということ
でお答えさせていただいたのですけれども、就労に結びつくような事業
を我々のほうでもやっておりますが、生活保護受給者の中では自発的に
こういうふうにもう就労済んでいる方ももちろんいらっしゃいますし、
ご自分で就職される方もいらっしゃいますので、そういった方の数は我
々のほうではちょっと把握はしておりません。そちらのほう補足をさせ
ていただきます。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、25ページの地域人材活用事業、これはもう前任者が何人も
質問をしておりますので、改めて先ほど答弁の追加がございました。ち
ょっと確認をしたいのは、これは今までの部活の顧問との関係、要はせ
っかくこれ地域人材でやるのだけれども、このことで、何でも最初は今
までよりも少し大変になってしまう場合もあるかと思うのですけれど

も、先生方の働き方改革というのが先ほど5つ説明があった中の一つで、私はとっても大きいのかなというふうに思っているのですが、このことで先生たちが大変になってしまうようなこと、または教育委員会が大変な、大変なというかな、今まで以上に労力を割かなければならないようなことというのの懸念というのはどうなっているのでしょうか。

（学校支援課長）お答えします。

今委員会として懸念しているのは、学校の顧問が今まで行ってきた指導方法と、またこういった休日の部活動を地域スポーツクラブに指導をお願いすることで、その指導方法が食い違ってしまったりとか、子どもたちに何より、休日の指導が終わった後、平日の練習に来たら今までと教え方が違うとか、そういった部分が一番今懸念しておるところです。そのためにも、やはり地域クラブの指導者と、また顧問と、また教育委員会が間に入って連携を進めていくことが何より大切かと思っております。

以上でございます。

（潮田）今回50万ということでございます。そうすると、先ほどの説明の中で、私のちょっと聞き間違いだと申し訳ないのですが、これは実際土曜または日曜に行うのは月に1回ということではよろしいのでしょうか。

（学校支援課長）それぞれの3つの地域で分かれているので、この3つを1つ目が第1土曜日、2つ目のグループが第2土曜日、3つ目のグループが第3土曜日とか、そういったふうに行っていくことを今想定しております。指導者の数も限られておりますので、やはり一斉に行うというのはなかなか今現状としては難しい部分もございますので、そのような運用を想定して今調整しておるところです。

以上です。

（潮田）3か所というふうになると、鴻巣市そこそこ広いですから、みんながそこに集まるというのも個人それぞれの交通事故に十分気をつけてもらわなければならないわけで、それはそれぞれが現地集合という形

を取るのか、または試合に行くときのように一回地元の学校に集まってから、その部活というか、今回登録をしたメンバーで自力で行くのか、そこに特に引率とかはつけなくてもという考え方でよろしいのでしょうか。

（学校支援課長）お答えします。

いずれその地域スポーツクラブにお願いするということを考えたときに、やはり保護者の責任においてその会場へ連れて行っていただくということを想定はしておるのですが、まだこれからまた打合せを重ねていて、その交通機関についての詳細も、今後まだ様々懸念がございますので、確認していく今段階でございます。

以上です。

（潮田）同じく小学校 I C T、また中学校 I C T 環境整備事業のことで、これも前任者からの質問がありました。この修繕って、物によってはすごくお金がかかるものもあるのかなと思います。それで、更新の時期がもう間もなくでありますので、その更新をするときには、たしか今回結局また国費で出るということでもありますけれども、今回のこの修繕については、財源としてはどうなるのでしたっけ。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

こちらは市の一般会計の、財源は特に補助金等の充当はございませんので、一般の市の予算の中から支出をすることになっております。

以上です。

（潮田）そうすると、1台当たりどのくらい修繕費かかるというふうに積算しているのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

子どもの学習者用端末のほうは1台当たり4万円を見込んでおります。指導者用パソコンにつきましては、1台当たり15万円程度を見込んでおるところです。申し訳ありません。訂正いたします。学習者用端末につきましては4万円、指導者用端末につきましては15万円を見込んでおります。

以上です。

（潮田）これって購入のときが4万5,000円ぐらいだったかなと思うのですけれども、そうすると修繕に4万もかけてというのって、実際子どもの数というのは5年前よりもだんだん少なくなっているかと思うのですけれども、今回のこの修繕というのは、もう少し数減らすとかという考えはなかったのでしょうか。当然これは最低限必要な数字ということになるのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

こちらは最低限必要な、修繕が、子どもたちが積極的に活用していく中で、やはり故障の頻度というのは多くなってきております。故障してすぐに修繕対応ができることなく、1か月程度修繕にはかかるということで、その間、代替機を子どものほうには渡して、授業、学びを止めないように貸与して対応しておることから、こちらにつきましては全て修繕をして子どもたちに端末が行き渡るようなことをしたいということから修繕をするものでございます。

以上です。

（潮田）この破損が故意ではなくて、もう仕方がなかったというものだと思うのですけれども、持ち帰りをしている中での破損とかが多いのか、そうではなくて普通に学校で使っている部分で多いのか、登下校のときにおっことしてしまったとか、おうちで落としてしまったとかというような通常の授業内での破損等ではどんな状況なのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

そちらの故障原因の集計のデータ、今ちょっと手元にはないのですけれども、故障に当たる原因といたしましては、やはり教室で机の上から使用しているときに落下して落としてしまうですとか、あとは教育活動の中で持ち運びでカメラを撮るような授業も増えておりまして、そういうときに落としてしまうとか、あとはもちろん持ち帰りの際に家庭で活用したときに壊してしまうということもありますが、机からの落下とか、移動中の落下が一番多いというような状況を把握しております。

以上です。

（潮田）鴻巣市のＩＣＴ教育は本当に早い段階でやりましたし、校務支援システムでいったら本当に日本の中でも最先端でありますけれども、この何年か前から夏休みとかというときに持ち帰りは全部しているのかということをやって、その年その年でだんだん、だんだん増えてきたと思うのですけれども、今回ついこの前までやっておりました夏休みは、全校、小学校、中学校全校で持ち帰りであったかどうか確認します。

（学校支援課長）お答えいたします。

全校持ち帰って学習していたことは確認しております。

以上です。

（潮田）分かりました。

それでは、次、同じく25ページ、図書館管理運営事業であります。今回の部分につきましては、川里図書館の空調とＬＥＤ化のことですけれども、つい先日の台風10号関連で川里図書館の雨漏り浸水があったとのことで、あくまでも今回、そういうふうに聞いているのがついほんの少し前にあったことでありましたので、今回の補正が出てきた時点ではまだ台風10号の影響がなかったときだと思うのですけれども、この補正で出ている部分は空調と電気だけであるかと思いますが、雨漏りの場合、原因究明難しいものでありますが、雨漏り調査を含めて、これ全体の発注とかというような考え方、要は今回は空調と電気だけやりました、もう一回全部設計やりますとかというようなのでちょっと無駄になるかなと思うのですけれども、そこら辺についてはどのように考えているのでしょうか。

（生涯学習課長）お答えします。

今回の浸水につきましては、開館以来こういった状況って私も初めて伺ったような状況です。実際に包括、ＪＭですか、そちらの方にもちょっと見ていただいたのですが、今原因等については実際究明中というところもございます。めったにこういうような浸水って今までなかったところから、今回につきましては空調とＬＥＤ化というのみで今後進めさせ

ていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

（潮田）これは補正でやって、今現在でも雨漏りのほうのが直らない限りは、あそこ使えないのでしたよね。貸出し業務はやるけれども、あそこは使えないというふうになっているかと思うので、そうすると空調とかも今まだ必要がないかな、空調設計、今急いでやらなくてもよくなってしまうのではないかなと思うのですけれども、そこら辺もいろいろ考えた上で、要は大事な大事な税金ですから、同じようにまたやるというふうになると、当然空調とか電気とか躯体のほうってまた全部、そもそも違うというのものもあるのかもしれないのですけれども、それをまとめて発注するというのは物理的にもう無理であるという判断ということによってよろしいのでしょうか。

（生涯学習課長）そうですね。状況としては、今先ほどお話ししたとおり、まず状況をちょっと確認させていただいている段階でございます。今回の補正については、当初LED化と空調ということでお出しさせていただいたので、その中でまた新たな展開等があった場合は当然また考えていかなければいけないところがあるとは思いますが、現段階では今回の補正の内容で進めさせていただきたいというところでございます。

以上です。

（委員長）ほかに……

（生涯学習課長）すみません。ちょっと補足させていただきます。今回実際に浸水したという原因が、天井から落ちてきたとかそういうようなことでもないようなことなのです。下にピットという形で水槽というのでしょうか、それがあるのですが、それも見ただけですが、特にいっぱいになったような状況でもないところです。1つ、雨どいが葉っぱですとか、木の……雨どいが詰まっていたというところで、その掃除等をさせていただきました。それで今状況としては様子を見させていただいているというところで、雨漏り等による原因ではないのかなと思っています。

るところで、原因自体がまだちょっと不明なところもございますので、この間の浸水というのはちょっとなかなか、かなりの水が降ったと、雨が降ったというようなこともございますので、その辺も含めてちょっと状況を見させていただくというところでございます。

以上です。

（諏訪）では、2点だけ質問させていただきます。

まず、19ページの福祉課の下段のほうです。午前中に資料を一応頂きましたので、これを見ると大体申請から終わるところまでの流れが数字的には分かりました。ありがとうございます。今回の補正で、生活保護扶助事業で返還金というのがございます。この返還金ですけれども、一応生活保護が終了するということでの返還かと思うのですけれども、その廃止となった理由をまずお伺いしたいと思います。

（福祉課副参事）こちらの返還金になるのですけれども、生活保護が廃止になって返還するというものではございません。これが扶助費ということで生活扶助費とか医療扶助費とかあるのですけれども、そちらが国の補助という形になってまいります。そういった部分で精算して、その部分を実績で返還するという内容となってまいります。

以上です。

（諏訪）では、ただいまのご説明で分かりましたけれども、いわゆる終了しての返還ではないということで、トータルでの返還ということでしょうか。

（福祉課副参事）そのとおりになります。

（諏訪）では、2点目です。

25ページの学校支援課です。こちら前任者がたくさん聞いていただきましたので、大体は分かったのですけれども、実際に生徒さんというのは部活動を選ぶときにはやはりいろんな目的があるかと思うのです。その競技をもっと上手になりたいとか、友達同士で仲よくなりたいとか、それぞれ部活動に入るときには目的も違うかもしれません。実際に今回NPO法人さんの指導が入ることなのですから、3校を1グル

ープにするということになりますと、学校によってその部活動の指導の仕方だとか目的だとかも違って来るかなと思います。そういったものをどのように統一してというのは変なのですけれども、どのように新たなところでの指導になるのか伺いたいと思います。

（学校支援課長）お答えします。

委員のおっしゃるように、部活動のそれぞれの顧問の指導方法というのは当然異なって、それぞれの学校、また生徒の実情に合わせた指導を行っていると思うのですけれども、今回の実証事業については、まずは体験的な意味合いというか、部活動の外部指導者もやっている代表を想定していますので、そういった方々に主に技術的な指導のほうをメインにお願いする想定ではございます。やり方とか、指導の実際の順番とか、練習の方法とか、そういった細かい違いは当然委員のおっしゃるように出てくるかと思うのですけれども、まずは休日で行った指導方法について、先ほども申し上げましたように顧問と連携を図っていきますので、顧問とやり方を共有しながら、まずは技術指導というところを休日の実証事業のほうではメインとして、もちろん様々な心得とかそういったところも状況に応じて行っていくつもりではまいりますが、統一というよりも、まずは技術的な指導をメインにやっていくような想定でございます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、まずは技術的な指導が最初だということでございますけれども、そうしますと先ほど私も生徒によっては技術的なものを大きなテーマとしないで、こういう交流を楽しみたいと思って入ってきた生徒さんもあるかと思うのですけれども、この実証に関しては希望を取って、生徒さんもやりたくないのだったらやらなくてもいいよというようなことかなとは思っているのですけれども、やっぱり集団意識というのでしょうか、やらなければ駄目だというようなことにならないかなと思うのですが、生徒さんの意識調査といいますか、気持ちはどんなふうに取りっていく予定でしょうか。

（学校支援課長）委員のおっしゃるように、そういった生徒さんたち、また保護者さんのその部活動に今までかけている思い等もございますので、丁寧にその参加の意向があるかというところを今後意見を聴取を、このバスケットボール部の生徒と保護者に意向を伺う予定ではおります。つまり参加の意向があるかということで、決して強制ではございませんので、そういったところを丁寧に聞き取って、参加の意向を取っていきたいと思っております。

以上です。

（芝寄）追加ということでしょうか。

（委員長）はい。

（芝寄）15ページのところなのですが、まずはちょっと委員長に確認をしたいのですが、道路課の交通安全施設整備事業の14の工事請負費、通学路安全対策工事で、これは道路課所管なのですが、本会議の議案質疑で私した中でも、教育委員会のほうから横断歩道ここだということで来た、それでこの補正が上がってきたということを説明を受けました。その教育委員会にこの件でこの場で質問はよろしいでしょうか。

（委員長）関連しているので、この場で質問してください。

（芝寄）では、ここの部分に関して教育委員会のほうにちょっとお尋ねします。

該当飲食店の前に横断歩道ということなのですが、この場所、たしか記憶では去年の6月に、まだ閉校が決まる前に、小谷小が3校に分散するというので、話の中で通学路どうするのだということで上がってきた件だと思うのですが、そこの12月の可決されるまでの間にいろいろな話合いの中で通学路、あの武蔵水路のところを渡って箕田小という話の中で、飲食店の前とその北側のほうの武蔵水路と北足立土地改良担当の1号排水路の交差する辺りが、どちらかだろうという話で聞いておりました。そのときには、たしか飲食店の前のところは、そっこのほうはやはりスピードを出してくる車が多いので、そちらのほうが危

険だという話を私は伺っておりました。それが今回このようにそのところに横断歩道で通学路となるというふうに聞いたので、ちょっとその経緯を詳しく、そこに定めた経緯を詳しくお聞きするとともに、教育委員会の中ではその飲食店の、本会議の質問でもしましたが、駐車場がお昼前後は物すごくいっぱいになって大変出入りが激しいところであります。午後早めに帰宅する小さい児童もたくさんいることになると思うので、そこら辺は教育委員会の中でちゃんと議論されて、どのように安全対策を道路課のほうと話し合ってここに決めたかということも含めてお聞きいたします。お願いします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、昨年6月に通学区域の見直しの話が出たときから横断歩道の警察への事前相談は始まってきております。当初は、市の教育委員会としては、第1希望にカフェのアドマーニさんの三軒橋の付近を第1希望、第2希望を箕田水上公園の新小谷橋の付近ということで事前相談をしてまいりました。その後なのですが、警察との協議につきましては、教育委員会が直接することはできませんので、自治振興課のほうに警察協議のお願いをして、自治振興課も含めて警察と横断歩道の場所については協議を現地確認も含めて丁寧に進めてきております。その後なのですが、鴻巣警察のほうから、アドマーニのほうの1つ目の第1希望で上げていた場所へ横断歩道を設置するのは、その後の橋がちょっと狭いというところとか、あとはその先が、箕田に行く途中がクラंकになっているということで、ちょっと安全性が確保できないのではないかなというようにお話をいただき、その時点では新小谷橋のほうの横断歩道を設置するというふうに案としては進んでおりました。また、その後、地域の方への保護者説明会等する中で、地域の方からの強い要望で、小谷南から箕田小学校に行くにはアドマーニのほうの……申し訳ございません。訂正します。アドマーニではなくて飲食店。申し訳ございません。飲食店のところに、地域の方の強い要望でそちらのほうに、登下校の見守りについても保護者のほうが協力をするので、できれば飲食

店のほうにつけていただきたいというような保護者の方からご要望いただき、改めて自治振興課も含めて警察との協議をしてまいりました。その結果、今回道路課のほうで補正予算を計上した位置に横断歩道がつくことになりまして、警察の横断歩道の決定を受けて道路課のほうは補正計上したものとなります。

以上です。

（何事か声あり）

（教育部参事兼教育総務課長）すみません。アドマーニの駐車場につきましては、確かに砂利で出ているのですが、駐車場と反対側にグリーンベルトを引くということで、登下校についてはそちらのスクールゾーンを通過して登下校をするということで、そちらに通学路を引くというふうな形で今回工事をするものになります。

（芝寄）では、2点質問して終わりにいたします。

今答弁の中で飲食店と反対側のところを通学路としてグリーンベルトを造ると言っていますが、あそこたしかU字溝なくて、のり面になっていて、非常に危険だと思うのですけれども、たしか場所が、素掘りだったと思うのです。そこにグリーンベルトをはっきりつけるのが妥当だったのかどうかも含めて非常に危険だと思うのですけれども、ちゃんとU字溝とかその脇の道路を整備するのであればいいのですけれども、そこに造るのちょっと難しいというか、危険ではないかなと逆に思うところがあります。そのところちょっと見解をお聞きします。

もう一点、先ほど保護者のほうの強い要望とありました。想像はつくのですけれども、どなたが言っているか、その方の子どもが卒業したら、その後そのちゃんと安全対策、見守りも含めてだと思うのですけれども、そういったところの計画というのはちゃんと話し合われたかどうかお聞きします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

まず、1点目の通学路のグリーンベルトのところがないということでございますが、今回の工事は道路課のほうの補正計上させていただいた

内容にはなりますが、登下校につきましては、市内の中にももちろん安全が確保できているところもあります。登下校は、それ以外にもいろいろな心配事がある中で、学校のほうでも子どもたちに注意喚起をして安全に登下校できるような指導もきちっとしていき、自分の身は自分で守っていこうねということも含めて、もちろん道路の安全は一番なのですが、指導をしていきたいというふうに考えています。

それから、2点目の保護者の強い要望というところなのですが、保護者の意見だけではなく、教育委員会としても小谷南の手前に、箕田小学校に近いところにつけたほうが登下校がスムーズではないかということも判断いたしましたので、保護者の意見を聞きながら、最終的には市の教育委員会のほうで自治振興課、道路課と協議をして、警察の決定をもってつけるものでございます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。1周して、もう一回とか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）それでは、以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時01分）



（開議 午後2時20分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時44分）



（開議 午後3時59分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（高橋）それでは、議案第82号から第88号、令和5年度鴻巣市一般会計、特別会計歳入歳出決算書について質問させていただきます。

107ページの総務費、学校支援課、ふるさと館維持管理事業、こちらの光熱水費のほう当初予算額に比べてかなり低く、減になっているのですが、その理由をお聞かせいただけますか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。ご質問がありました光熱水費のうち、今回減少したのが電気料金でございまして、電気料金の内訳の中で基本料金、それから使用電力量、それから再生可能エネルギー発電促進賦課金等がそれぞれ、この要素が全て値下げになりました。これに加えて使用電力量の減少等により、前年度に比べ電気料金が減少したというところで減少となっております。以上です。

（高橋）続きまして、145ページ、社会福祉費、2番目の避難行動要支援者事業についてお伺いします。

こちらが当初予算のところよりも執行率が67%ということで、ちょっとまだ少ないのかなという印象を受けたのですが、こちら対象者がこういった形でこの申込みができるというか、フローというのですか、そういったところをちょっと詳しくお聞かせいただけますか。

（福祉課長）避難行動要支援者として、まず要介護認定者、こちらのほうが介護保険の要介護認定で要介護3以上である者、また身体障がい者、こちらは障害者手帳の交付を受けて障がいの程度が2級以上である者、続いて知的障がい者、こちらのほうが療育手帳の交付を受けて障がいの程度が○A及びAである者、また精神障がい者、こちらのほうが精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級以上である者、難病患者、こちらが手帳を所持していないけれども、避難の支援を必要とする者、それと75歳以上の独り暮らし及び75以上のみの世帯である者を避難行動要支援者としております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。こちら支援が必要な方ということなので、今答弁いただきました方々というのはなかなか当然一人では難しい方なのかなというふうに思うのですけれども、この申込み、申請をする方というのは、本人もこれまた大変なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺りというのは、例えばどんな方が申請に、本人はなかなか行けるというのが想定しにくいのかなというふうに思うのですけれども、こういった方が申込みに来られるのでしょうか。

（福祉課長）ご本人が来れない場合は、ご親族の方ですとか、あとはお近くの地域の民生委員さんですとか、そういった方が代わりに来て申請をしていられる方もいらっしゃいます。

以上です。

（高橋）ちょっとなかなか難しい、申請がなかなか結構ハードルがあるのかなというふうに思うのですけれども、これに対して何か解決策、せ

っかくいいものだと思うのですけれども、なかなかこれハードルが高くて難しいという声も聞いております。何か解決策等がありますか。

（福祉課長）昨年度、避難行動要支援者名簿の制度についてのアンケートを取り、今年度も予定をしておりますが、新規でこういった該当になった方については郵送で申請書と制度のご案内を含めて案内をさせていただきます。

以上です。

（高橋）続きまして、157ページ、社会福祉費、障害福祉サービス事業所等エネルギー価格物価高騰等対策支援金給付事業、その下の障害福祉サービス事業所等物価高騰等対応支給金給付事業、こちらの施設の対象というのはどちらも恐らく同じになるのだと思うのですけれども、こういった施設が対象になるのか、また市内にそれが何施設あるのか。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

まず、障害福祉サービス事業所等エネルギー価格物価高騰等対策支援金のほうでございますけれども、こちらは大型の入所施設またはグループホームですとか通所系の事業所、また訪問系事業所ですとか相談支援事業所等になってございます。こちらの数のほうなのですけれども、大型入所施設またはグループホームが14件、それから通所系事業所のほうが29件、それから訪問系事業所または相談系事業所のほうが11件の計54件となっております。

それから、障害福祉サービス事業所等物価高騰等対応支援金のほうなのですけれども、基本的には対象のほうは同じなのですけれども、先ほどの障害福祉サービス事業所のほうは県のほうが補助をしまして、要は県のほうの充当額を差し引くという関係で県と同等の事業所を対象にこちらの支援金のほうを給付したのですが、一部市内で同じようなサービスをしています生活サポート事業所、障がい者の方の移送等を行っている事業所なのですが、こちら等が漏れてしまっているということで、後に行いましたこちらの障害福祉サービス事業所等の物価高騰等対応支援金のほうでは生活サポートの事業所のほうを追加しております。それぞれ

基準日がございますので、事業所の中で廃止等があったりするので、数のほうは若干相違があるのですが、障害福祉サービス事業所等物価高騰等対応支援金のほうの件数といたしましては、大型入所施設、グループホームのほうは14件、通所系事業所のほうが29件、それから訪問系事業所及び相談系事業所のほうが9件、それから先ほど申し上げました生活サポート事業所のほうが3件ということで、55件の障害福祉サービス事業所等に支援金のほうの給付を行っております。

以上です。

（高橋）続きまして、次のページの159ページ、社会福祉費、3段目の障害者移動支援事業、先ほどちょっと説明していただいたのですけれども、具体的にどんな事業なのかというのをちょっと確認したいのですけれども。

（障がい福祉課長）こちらは、障害者総合支援法によりまして市に義務づけられた地域生活支援事業の一つでありまして、障がい者の社会参加等を促進するために外出を支援する事業というふうになっております。実際は、公共交通機関等を使って障がい者の方に同行支援をするような事業でございます。

以上です。

（高橋）続きまして、161ページ、社会福祉費、福祉課、一番下、老人ホーム措置事業、こちらが当初予算のものよりも低くなっているのですけれども、こちら特別養護老人ホーム等の入所者の負担額ということでしたが、対象者があまりいらっしゃらなかったとか、入所をされる方が少なかったということだと思えるのですけれども、それは特別養護老人ホームが入れなかったとか、そういったことの理由というものもあるのでしょうか。

（福祉課副参事）入れなかったということではございません。

以上です。

（健康福祉部副部長）先ほどのご質問の補足をさせていただきます。こちらの老人ホーム措置事業なのですが、この措置事業は、老人福祉法

に基づきまして、環境上または経済的理由、居宅において養護を受けることが困難な場合ですとか、あとは身体上、精神上著しい障がいがあったり、あとは常時の介護を必要としたり、居宅において介護を受けることが困難な場合に、入所措置といたしまして、施設に入れるというか、お世話になるように措置をする事業になります。例えば虐待があった場合ですとか、経済的に生活が困難な場合に措置をする事業でございますので、その対象者が予算よりも少なかったということになります。

以上です。

（高橋）続きまして、次のページの163ページの社会福祉費、介護保険課、高齢者いきがい健康事業、こちらの負担金補助及び交付金のところの世代間交流促進事業補助金と健康づくり促進事業補助金、こちらが世代間交流促進事業の補助金のほうが少ないというところと、健康づくり促進事業補助金が当初予算よりも多くなっているのかな、その辺の世代間交流促進事業補助金のほうの少なくなった理由をお聞きしたいです。

（介護保険課長）こちらの世代間交流促進事業につきましては、老人クラブが地域と異世代と交流するための促進の事業の補助金ということで、本来でありますと老人の方とお子さんたちが交流するような形の団体が多ければいいのですけれども、基本的に1団体の方の事業の補助金でございました。老人クラブへ地域の子どもたちを集めて地域密着で触れ合って、世代の交流を行うクラブとして補助金の支給を令和5年度は1クラブ行われております。

以上でございます。

（高橋）すみません、今の質問だと1クラブだけがやっていたということで、今まではほかにもあったのが1クラブになってしまったということなのですか。予算上では立てたわけではないですか。

（介護保険課長）コロナ禍もございまして、従来はもう少しあったのですけれども、令和5年度は1クラブだけだったということになります。以上でございます。

（高橋）そうしましたら、同じページの下のところに行きまして、要援

護高齢者等支援事業の高齢者あんしんみまもりサービス業務委託料のところはかなり予算よりも少ないというところと、あとは在宅高齢者等配食サービス事業委託料のところが増えているようなのですけれども、どちらもこういった周知の方法をされているのか、またこういった方がどちらも利用されているのかお聞きします。

（介護保険課長）まず、高齢者あんしんみまもりサービスなのですけれども、通常、高齢者あんしんみまもりサービスもいろんな事業がございまして、こちらの事業は緊急時通報システムは除く、例えばIoT電球だとか訪問電話、訪問のほうの見守り事業ということでこちら予算を計上しております。通常、高齢者あんしんみまもりサービスは介護保険特別会計の中に緊急時通報システムの予算が計上されておりました、残念ながらこのIoT電球とか訪問とか訪問電話の見守りにつきましては予算よりも少ない金額で収まっております。

それと、続きまして配食サービスにつきましては、必要と認められた曜日、1日につき1食、安否確認を兼ねて自宅にお弁当をお届けするサービスになります。基本的に、例えばお一人暮らしの方で食事を調達し、料理が困難な方等について、この配食、お弁当を配食するサービスになっております。基本的にこちら予算よりも多くなっているということは、それだけニーズが高まったというふうに認識しております。

以上でございます。

（高橋）すみません、ではちょっと配食サービスのところなのですけれども、これはこういった形で利用者というのは申込みをしているのでしょうか。

（介護保険課長）一番多いのは、やはりお一人暮らし等で65歳、高齢者のみの世帯なので、要介護もしくは要支援等を使っている方が多いので、地域包括とかケアマネを通じて申請に来る方が結構多いと思います。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。

そうしましたら、その下、在宅介護支援事業のところなのですから、こちらの支援者は何名だったのか、またどんな方が対象になるのかお聞きしたいです。

（介護保険課長） ご質問の在宅用援護高齢者介護者手当ですけれども、対象者につきましては、65歳以上の在宅もしくは入院中で要介護4または5の方を常時介護している方に支給する手当になります。

それとあと、対象者というか、支給人数はですけれども、令和5年度につきましては支給実人数、年に2回支払うこととなりますけれども、9月払いにつきましては160人、3月払いにつきましては156人の方に支給を行っております。

以上でございます。

（高橋）続きまして、次のページの165ページの社会福祉費、上から3番目、介護保険サービス利用者等助成事業、こちらは訪問介護利用者の、これは扶助費のほうに入っていなかったのですけれども、今回はなかったということよろしいですか。

（介護保険課長） そうです。今回ご質問のところについては、なかったということになります。

（高橋）すみません、ではちょっと飛ばして次に行きます。

171ページ、児童福祉費の次世代育成・子ども子育て支援事業のところなのですから、負担金の補助及び交付金、子ども食堂応援金、この応援金というのは子ども食堂のコーディネーターさんのお金とかで合っていますか。ちょっと何に使っているのか。すみません。

（こども応援課副参事） こちらのほうは、子ども食堂の応援金として出しているものです。

以上です。

（高橋） 子ども食堂応援金の詳しい、具体的に使用しているものをお聞かせください。

（こども応援課副参事） これは、市内で活動している子ども食堂に対して月1万円交付している応援金になるものです。

以上です。

（高橋） ひなちゃん子育て応援基金積立金なのですけれども、こちらの基金を利用したいろんな事業があると思うのですけれども、こういったものに使用しているのか教えてください。

（こども応援課副参事） 資金の使途としましては、決算書の53ページをちょっとまず御覧いただきますと、歳入のほうで20款繰入金、1項基金繰入金、7目ひなちゃん子育て応援基金繰入金、こちらの決算額が971万7,677円となっております、こちらの金額に関しまして、子ども・子育て関連事業に活用しております。具体的には、主なものとしまして、鴻巣保育所及び生出塚保育所の遊具の入替え、保育所等での夏季の屋外での活動時に子どもの健康、安全を守るためのメッシュテントの購入、あとは保育所等でのワイヤレスアンプですとか避難台車などの備品の購入、それから児童センターですとか、子育て支援センターですとか、放課後児童クラブの図書であったり遊具の購入、またソフト事業としましては、子どもたちの花活を推進する幼保施設花いっぱい事業ですとか、保育士確保のための保育人材確保事業のほうに活用させていただいております。

以上です。

（高橋） ありがとうございます。

そうしましたら、175ページの児童福祉費、こどもの居場所支援事業についてなのですけれども、こちら地域子供の未来応援交付金を使ってと思うのです。こちらはいつまで、この未来応援交付金というのは期限があるのですか。期限のほうありますか。

（こども応援課副参事） すみません、こちらに関しましては、いつまでというのはちょっと分かりかねるところでございます。取りあえず今回の決算においてはこちらのほうの活用はできているというふうな形になっております。

以上です。

（高橋） これは、先ほど出たコーディネーターさんとかになると思うの

ですけれども、ではもし交付金がなくなった場合というのも継続してやられていくというふうなお考えは。とてもやっぱりコーディネーターさんがすごくいいお仕事をしてくれていると思っているのですけれども、これなくなってしまうのかなというのが心配だったので、今お聞きしたのですけれども。

（こども応援課副参事）ちょっと現時点ではなかなか答えづらいところではあるかと思います。県や国の動向を注視しながら、今後については検討していきたいと思っております。

以上です。

（高橋）では、そうしましたら179ページの児童福祉費、子育て短期支援事業、こちらが執行率がかなり低いように思いました。具体的にどんな事業なのかというところと、あとこの執行率が低い理由といいますか、そういったところを教えてくださいたいです。

（子育て支援課副参事）お答えします。

まず、事業の内容ですが、子育て短期支援事業、保護者の疾病や出張、冠婚葬祭などにより一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった場合に、市と契約をした児童養護施設等で一時的にお子さんを預かる事業となっております。執行率が低かった理由ですけれども、令和4年度と比較をすると利用については少しだけ上昇しているのですけれども、それでも見込みよりも利用が少なかったというのが理由になります。

以上です。

（高橋）では、去年も同じぐらいだったという今ご答弁だったのですけれども、何かとてもいい事業なのかなと、子育てしているお母さんたち、お父さんたちにとってはとてもいいかなと思うのですけれども、こちら周知をもうちょっとできたらいいかなというふうに思うのですけれども、そういったところの工夫というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

（子育て支援課副参事）周知につきましては、現在ホームページ等ではさせていただいているのと、子育て支援課のほうで関わっているご家庭

でこちらのご利用をお勧めしたほうがいいかなと考えられる方につきましては、随時、こういったものがありますよということで周知させていただいております。

以上です。

（高橋）続きまして、181ページの児童福祉費のこんにちは赤ちゃん事業、こちらもちよっとかなり執行率低かったのかなというふうに思うのですが、けれども、この辺りは理由は何か考えられますか。

（子育て支援課副参事）お答えします。

こんにちは赤ちゃん事業につきましては、新生児訪問事業と抱き合わせで見る必要のある事業なのですけれども、生後1か月から2か月ぐらいを目安に家庭訪問を専門家が実施している新生児赤ちゃん訪問をまず優先として使っていただいております。こちらは、出生届等で子育て支援課の窓口に来ていただいた際に、まずは新生児訪問をご案内をします。その中で、何らかの理由によって1か月、2か月の間に家庭訪問を実施できなかったご家庭に対して、こんにちは赤ちゃん事業を使っていただくような形を取っておりますので、令和5年度につきましては新生児訪問のほうに大分ご利用いただいていることから、こんにちは赤ちゃん事業の利用が伸びなかったということになります。

以上です。

（高橋）では、続きまして次のページの児童福祉費、母子家庭等対策総合支援事業のところなのですけれども、大学等受験料・模擬試験受験料支援金というのが今回、たしか初めてだったと思うのですけれども、最終利用人数のほうを教えてください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）昨年度補正に上げさせていただいた事業となります。申請者につきましては、中学校3年生が10人、大学の受験料のほうに1人という形になっております。

以上です。

（高橋）すみません、同じところの委託料のところのひとり親家庭等生活向上支援事業委託料というのは、こちらはどんな事業で、こういった

ところに委託をされているものになりますか。

（子育て支援課副参事）こちらのひとり親家庭等生活向上支援事業は、学習支援事業のことなのですけれども、委託先の事業所につきましては、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークに委託をして実施しております。

以上です。

（高橋）そうしましたら、これ何か名称がちょっと、生活向上支援事業となっていたので、学習というふうなお話だったのですけれども、何かそれ以外で、学習以外の何か支援みたいなというのも含まれているのですか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）学習支援以外には、独り親家庭等の子どもに対して基本的な生活習慣の支援等の生活の向上を図ることを目的にしております。

（高橋）例えばお弁当とかそういう食材とか、そういうものとかという支援とかもされているのですか、これは。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）この事業としてはやっておりません。

（高橋）では、次に参ります。

187ページの児童福祉費、2段目、いきいき子育て支援事業〔民間保育園等〕、先ほどちょっと説明をいただいたのですが、私がちょっと聞き逃していた。何かおむつ回収というのだけはちょっと覚えているのですけれども、具体的にどんな事業なのか、ちょっとすみません、もう一度お聞かせいただきたいです。

（こども未来部参事兼保育課長）おむつ回収事業につきましては、いきいき子育て支援事業の一つになっておりまして、民間保育所のほうでおむつのほうの、保護者が持ち帰るのではなく施設のほうで回収して、それを施設が委託している事業ごみのほうの業者さんに出すという形の事業になっております。

以上です。

（高橋）今、民間の話だったのですけれども、公的な保育園というのも今おむつの回収ってしているのですでしたっけ。すみません、ちょっと確認です。

（こども未来部参事兼保育課長）公立保育所のほうでも行っております。以上です。

（高橋）すみません。あと、おむつ以外に、このいきいき子育て支援事業、そのほかやっているもの全てちょっともう一度いいですか。すみません、先ほど私聞き逃してしまっただけです。

（こども未来部参事兼保育課長）いきいき子育て支援事業につきましては、全部で4つの補助事業ございまして、1つが障がい児保育対策事業ということで、配慮を必要とする児童等の方がいた場合に、そちらに対する加配の職員への雇用に対する費用の助成ということと、あと職員処遇改善事業ということで常勤職員1名につき月額2,500円のほうの処遇改善を行うという事業。おむつ回収のほうは先ほど申し上げたとおりで、もう一つは環境整備事業ということで、各保育施設の備品の購入だったりとか、施設の改修だったりとか、そういった部分に対して子ども1人当たり6,000円という形、利用定員について、そちらのほうを上限で整備のほうの助成を行うという事業になっています。

以上です。

（高橋）すみません。では、ちょっと飛びます。195ページの児童福祉費、つつみ学園管理運営事業のところですか。委託料のところには給食業務委託料というのがあるのですけれども、給食の委託さんが入っているのかと思うのですけれども、こちらの児童福祉施設にいるお子さんの発達のあつ方だったりとかというのは、特に食事の部分というのは栄養管理等も個別に必要だったりとかというのも考えられるのかなというふうに思うのですけれども、では栄養士さんとか専門職の方というのは配置というのか、いらっしゃるのでしょうか、常勤で。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。こちらのほうの栄養士につきましては、市のほうの栄養士が当たってい

ます。そちらのほうで保育課のほうの栄養士がその辺の栄養とか、そういったものを全て考えて献立等を作成しております。

以上です。

（高橋）市の栄養士さんが兼務して献立等も立てているということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）委員おっしゃるとおりです。

（高橋）給食の委託は委託業者さんが入っているけれども、献立等給食管理をやっているのは、市の栄養士さんがやっているということ。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

調理業務のほうの委託については、調理の業者さんのほうに委託をしている状況です。献立等につきましては、市の栄養士のほうが作成して指示を出しているという形になります。

以上です。

（高橋）すみません。では、ちょっと確認で。市の栄養士さん兼務ということですが、どこの栄養士さんがちなみに兼務でやられているのですか。

（こども未来部参事兼保育課長）保育課のほうに常駐しておりまして、そちらのほうで全7か所の保育所とつつみ学園のほうの栄養士ということで兼務のほうをしております。

以上です。

（高橋）続きまして、197ページの児童福祉費、児童センターのところの鴻巣児童センター管理運営事業のところでお聞きします。

備品購入費のところの内訳というか、ちょっとその中でお聞きしたいのですが、児童館、児童センター等というのは冷水器、この間夏休みもありました。冷水器があるところとないところがあるのではないかとちょっと認識しているのですが、いろいろな子どもたちが利用する中で、ないところもあるという話もちょっとお聞きしたので、この購入の中でそういったものも入っているのかという確認と、あと一応、どこがあってどこがないかというところが分かればお聞かせいただけます

か。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4 時 4 1 分）

◇

（開議 午後 4 時 4 1 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども未来部参事兼こども応援課長）すみません、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、冷水器の場所については確認が今取れない状況なのですが、この事業の中では冷水器の関係のものは入っておりません。今後、夏休み等、朝から開館している中で、やはりお子さんの水分補給ですか、それも重要になってくるかと思いますので、検討してまいりたいと考えております。

（高橋）では、すみません、後ほどどこにあるの情報をいただければと思います。

（はい、分かりましたの声あり）

（高橋）続きまして、215ページの保健衛生費、がん検診事業のところなのですけれども、こちらの受診率というところをお聞きしたいです。

（健康づくり課副参事）お答えいたします。

がん検診につきましては、胃がん、肺がん検診、乳がん検診、一部集団で行っておりまして、大腸がん検診、あと子宮がん検診、乳がんも一部個別検診でやっております。胃がん検診につきましては、対象者というのは40歳以上の方という形になりまして、対象者7万6,177名で受診者というところで、対象者と受けた方を比べたときの受診率を申し上げますと、胃がんが1.3%、肺がんが1.9%、大腸がんになりますと13.5%、乳がん検診が集団と個別合わせて13.7%、子宮がん検診につきましては14.1%となっております。あともう一つ、すみません、前立腺がん、こちらは個別検診で15.3%というふうになっております。

以上です。

（委員長）高橋委員、おおむね60分というような目安があるのですが、

それですとあと15分ということになります。

（高橋）続きまして、下の骨粗しょう症検診事業、こちら当初予算よりも低いかなというふうに、受診率が低いように思った。先ほどのがん検診事業もそうなのですけども、どちらもちょっと、いいですか、合わせてお聞きしても。この受診率というのは、近隣とかと比較して鴻巣市というのは低いほうなのですか、それとも大体これぐらいな感じなのでしょうか。

（健康づくり課副参事）近隣の情報はちょっと分からないのですが、確かに受けた方、5年度の実績としては711名の方が受診されています。以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時47分）



（開議 午後4時47分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康づくり課副参事）先ほど受診率のお話があったのですが、受診率につきましては10.49%というふうになっております。以上です。

（高橋）受診率低いように感じるのですけれども、こちらはまた受診率上げる工夫等というのは今後何か考えていらっしゃるでしょうか教えていただきたいです。

（健康づくり課副参事）受診率の取組は、今までも広報、ホームページ等ではご案内しておりましたが、また今後若い世代に対しても母子健診等も活用して、若い世代からと、あとはイベント等、そういうところでも受診勧奨していきたいと思っております。

以上です。

（高橋）そうしましたら、309ページの教育総務費、学務課の教育指導費庶務事業のところなのですけども、委託料のところの学齢簿システム改修委託料というのがあるのですけれども、こちらは具体的に、このシ

システム自体が何なのかちょっと私も分からないのと、こういった経緯で改修になったのかというところをお聞きしたいです。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

こちらの学齢簿システム改修委託料につきましては、当初予算で常光小の廃止に伴った改修に要する費用を計上していたのですけれども、年度途中に開催された通学区域審議会の審議結果によって箕田小及び北新宿地区の通学区域についても令和6年4月1日から見直されることになったため、箕田小及び北新宿地区に係るシステム改修にも経費が必要になったということで額が上がっております。

（高橋）すみません、そもそもこの学齢簿システムというのは何なのでしょう。

（教育部副部長兼学務課長）児童生徒の学齢簿というものが学務課にありまして、それをシステムで管理しておるのですけれども、住所が変更されたり、通学区域が変更されたりすると、そのたびにシステムを改修する必要があって、我々ではできないので、業者に委託して改修することになり、こういった金額が必要になってくるというものになっております。

以上です。

（委員長）そもそも学齢簿って何という質問でしょう。それを聞きたいのではない。

（高橋）今の答弁ですと、生徒の通学の、どういう通学を使っているとか、そういう情報のシステムということですか。すみません、この学齢簿システム自体がどういうものなのかなというのがちょっと気になったので。

（教育部副部長兼学務課長）学齢簿自体、就学義務がある児童生徒の管理をするために、学事を扱っている学務課では、その名簿と、情報が入っている名簿が管理されているのですけれども、それを今コンピュータで処理、管理しているので、そこに載っている情報の更新なり書換えがあったときに、我々一つ一つ入力するということとはできないので、業者

に委託をして改修しているというものです。

以上です。

（高橋）では、319ページの教育総務費の学校図書館支援事業、こちら図書館の支援業務委託料というふうに先ほどご説明がありました。小中学校全てにこれは委託がそれぞれ、もう全て図書館は委託になっているということでしょうか。

（学校支援課長）お答えします。

委員のおっしゃるとおり、全小中学校に学校図書館の支援員が巡回という形で支援させていただいております。

以上です。

（高橋）325ページ、小学校費、教育総務課、小学校給食運営事業の委託料のところのエアコン移設業務委託料というのがあるのですが、このエアコンはどこからどこに移設をしたものなのでしょうか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。エアコン移設業務委託料、こちらは常光小学校から中央小学校（P.71「鴻巣中央小学校」へ発言訂正」への移設を行ったものになります。

（高橋）恐らくないということはないと思うのですが、小学校の自校式の給食室にエアコンがないところというのはまだあるのでしょうか。今中央小に移設したというのは、増設というか、なくて入れたというわけではないですよ、きっと。ないところというのはありますか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））各小学校の調理室については全部入っております。設置されております。

（高橋）そうでしたら……

（すみませんの声あり）

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））先ほどのエアコン設置業務委託料の答弁の中で、答弁の訂正をお願いいたします。

「常光小学校から鴻巣中央小学校」と申すところを「中央小学校」と言ってしまうました。こちらで訂正しておわび申し上げます。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（高橋）327ページの小学校費の鴻巣市立小学校給食費多子世帯保護者負担軽減事業、こちら同じくちょっと中学校のほうも一緒に。335ページの同じ給食費の、こちら教育総務課の鴻巣市立中学校給食費多子世帯保護者負担軽減事業の、こちら小中どちらも同じ負担軽減事業になると思うのですが、こちらは交付金のものになると思うのですが、ということは今年度3月で終わってしまうのかなと、この事業は。そうしますと、来年度からの予定というのはどのように考えていらっしゃいますか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時58分）



（開議 午後5時00分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））小中学校の給食費多子世帯保護者負担軽減事業につきましては、令和5年度につきましては新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業で行いまして、その補助を入れてやる形での事業は令和5年度で終了となります。そのほか、今年度につきましては、多子世帯の小中学校の給食費多子世帯保護者負担軽減事業につきましては、市の単独費のほうで継続して行っていく事業となります。

（高橋）331ページ、中学校費の学校支援課、部活動推進事業のところで、生徒さんがかなり頑張ってくださって、関東大会、全国大会と選手派遣というところで負担金が275万7,244円。こちら内訳を教えてくださいです。

（学校支援課長）お答えいたします。

まず、市内の鴻巣中学校が全国大会ということで野球のほうで20名行っておりますので、そちらで既に148万円ほどです。そのほか、全てをお伝えすると、全国大会、水泳で14万9,294円。また、関東大会、水泳で6万

2,000円ほど。また、全国大会、陸上で23万2,229円。また、関東大会の陸上で、ほかの学校さんというか、ほかの日程で茨城のほうに行かれたものが43万4,925円。また、全国大会の陸上で8万2,700円。関東大会の卓球で1万6,890円。また、全国大会、水泳、香川県の大会ですが、12万4,389円。また、ほかの学校さんで出られた方が14万4,289円。また、あと2名、14万4,289円。お一人、同じ大会ですが、内訳がちょっと異なる方がいらっしゃいまして、13万7,649円。また、関東大会、水泳であと2名、東京都ですが、4万3,892円。もう一人、4万3,892円。最後、全国大会、少林寺拳法の大会、4万3,780円。すみません、もう一つでした。全国大会、アイスホッケー大会、2万6,000円となります。

以上です。

（高橋）最後になります。345ページの社会教育費、文化センター管理運営事業の委託料のところなのですが、ちょっと確認で、先ほど飲食店のなごみのやさんの売上げは歳入に入っているというような感じだったのですけれども、こちら飲食店の委託料というのもこの中に含まれているのですか。

（生涯学習課長）先ほど私の説明のほうでちょっと言葉不足で、ちょっと訂正させていただきたいのですが、実際に文化センターの中になごみのやさんが賃料（令和6年9月6日開催文教福祉常任委員会会議録P.22「使用料」に発言訂正）という形で入っておりますので、1か月当たりの賃料（令和6年9月6日開催文教福祉常任委員会会議録P.22「使用料」に発言訂正）が収入としてこの中に、歳入として入ってきておるということでございます。

以上です。

（高橋）すみません。あそこの文化センターの中に飲食店があって、あそこは指定管理者としては別ということなのですよ。逆に貸している。その賃料（令和6年9月6日開催文教福祉常任委員会会議録P.22「使用料」に発言訂正）が入ってきている。売上げに関してはどうなっているのですか。関係ないのですか。

（生涯学習課長）売上げにつきましては、なごみのやさんの収入そのままになっているということでございます。

（高橋）ちなみに、すみません、賃料（令和6年9月6日開催文教福祉常任委員会会議録P.22「使用料」に発言訂正）は聞いても大丈夫ですか。

（生涯学習課長）1か月9万7,000円の12か月で116万4,000円となっております。

以上です。

（高橋）すみません、水光熱費というのは、同じ建物になってはいますが、どういう形で支払いになっていますか。

（生涯学習課長）光熱費についても、なごみのやさんのほうで負担されているということでございます。

以上です。

（高橋）別になっているということ。完全に別にちゃんと水光熱費というのを、同じ建物ですけれども、別になっているということですか。

（生涯学習課長）すみません、メーターを別にしているかどうかちょっと私のほうでも確認していなかったもので、今の答弁については、もう一度確認させていただきたいと思いますので、ちょっと発言の訂正というか、させていただきたいと思います。すみません。

（委員長）後で調べて発言してください。

（生涯学習課長）はい。すみません。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後5時08分）



（開議 午後5時08分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会いたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

（散会 午後5時08分）